

令和5年9月5日

令和5年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

令和5年第3回（9月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和5年9月5日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 25名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久	
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山 信幸	
教 育 長 古橋 重和	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事	辻里 光則
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事	松本 啓子
財政改革部長	相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長	松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介
都市整備部長	奥 和平		
教育次長	小川 正純		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明                      議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年9月5日から9月26日（22日）

○会議録署名議員

5番 坂 原 正 勝                      6番 奥 野 学

---

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

5番、坂原正勝君、6番、奥野 学君、以上の2名の方をお願いします。

---

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月5日から9月26日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月26日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年第3回岬町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず初めに、近年、線状降水帯の発生による特別警報級の大雨による災害や台風被害など、全国的に異常気象による自然災害が頻発化・激甚化しております。

先月中旬に近畿地方を縦断した台風7号においては、西日本を中心に土砂崩れ、河川の氾濫による浸水被害など、広範囲で多くの被害が発生しております。

災害により尊い命をなくされた方、また、住み慣れた家や貴重な財産を失われた方など、被害に遭われた皆様に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本町においても、停電・倒木等の被害はあったものの、人命に関わる被害は確認されておりません。昼夜、災害対策にご尽力いただきました関係者の皆様に対し、改めて心より御礼申し上げます。

本町としましても、予測できない災害に対し、常時から関係機関と連携を図り、住民の生命財産を守るため、危機管理体制の強化に引き続き尽力してまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてなど、補正予算についてが6件、岬中学校体育館空調機設置工事に係る工事請負契約の締結についてなど、事件案件が2件、岬町国民健康保険条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが2件、令和4年度岬町一般会計決算の認定についてなど、決算認定についてが9件、令和4年度岬町健全化判断比率の報告についてなど、報告についてが3件、以上、議案10件、認定9件、報告3件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○竹原伸晃議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

○竹原伸晃議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。なお、登壇者につきまして、発言が聞き取りにくいとの意見がございますので、マスクを外した上で発言をすることといたします。皆様のご協力をよろしくお願いたします。

初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま、議長より発言のお許しを頂戴いたしました、瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要についてですが、その前に、なぜ令和4年度ではなく、令和3年度なのかの説明をさせていただきます。

令和4年度決算に関しましてはこの9月議会にて報告を受けることになっております。よって現時点での最新の財政判断基準といたしましては、令和3年度決算に基づく総務省発表の指標と

なることをご認識いただけますようお願い申し上げます。

それでは、最初の質問をさせていただきます。

岬町の実質赤字比率及び連結赤字比率についてお伺いしたいと思います。ご答弁よろしくお願  
いいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 瀧見議員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、財政健全化判断比率や資金不足比率の根拠となる、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に関する制度創設の背景や趣旨についてご説明をさせていただきます。

財政健全化法は、平成19年3月に北海道夕張市が財政再建団体となった地方財政再建促進特別措置法に代えて、地方公共団体の正味の財政状況を将来にわたって的確に把握し早期に対策を取れるように、平成19年6月に制定された法律でございます。

この法律に基づき、新たにつくられた制度の特徴といたしましては、地方公共団体の財政状況を単年度だけでなく、町の基金や税収と借入金とのバランス、下水道事業などへの特別会計の経営状態、消防組合など一部事務組合への支出など、今後、町の財政にどれほどの負担となってくるのかといったところまで財政健全化判断比率として数値化することで、将来にわたって町の財政状況を的確に把握し、早期に健全化を目指す仕組みとなっております。

この制度では、財政健全化判断比率として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標が設けられております。

各健全化判断比率には段階的に基準が設けられており、イエローラインとなる早期健全化基準、レッドラインとなる財政再生基準があり、これらの基準を超えた場合には早期健全化団体、または財政再生団体に指定されることとなります。

早期健全化団体または財政再生団体となった場合は、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、議会の議決を経て、総務大臣や知事に報告・協議するとともに、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。また、財政再生計画の場合、大臣の同意がない場合は、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行ができなくなるなど、国の関与が強められるなどの制限が加わります。

なお、冒頭で委員からご説明のあったとおり、現在、国が把握しております、直近の決算は令和3年度決算でございます。令和3年度決算における全地方公共団体の状況につきましては、財政再生団体は北海道夕張市の1団体のみで、早期健全化団体はありません。

次に、令和3年度の本町の実質赤字比率と連結実質赤字比率についてご答弁をさせていただきます。実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言い、一般会計等の単年度の赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示す指標でございます。健全化判断比率の早期健全化基準は15%以上、財政再生基準は20%以上となっておりますが、本町は黒字決算であることから実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を合わせた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言い、全ての会計の単年度の実質赤字の程度を指標化して町全体の財政運営の深刻度を示す指標でございます。

健全化判断比率の早期健全化基準は20%以上、財政再生基準は30%以上となっておりますが、本町は黒字決算であることから連結実質赤字比率は生じておりません。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。実質赤字比率や連結実質赤字比率が岬町に生じていないことは大変よく分かりました。

それでは、続いて岬町の実質公債費比率及び将来負担比率についてお伺いしたいと思います。ご答弁よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 令和3年度の本町の実質公債費比率と将来負担比率について、ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言い、一般会計の借入金返済額に特別会計や一部事務組合における借入金返済額に充てるために一般会計から支出した額を合算した額から交付税措置分等を差し引いた、実質的な一般会計の負担の程度を指標化して、借入金返済に係る資金繰りの危険度を示す指標でございます。健全化判断比率の早期健全化基準は25%以上、財政再生基準は35%以上となっております。

令和3年度の本町の実質公債比率は10.5%となっており、前年度から0.1ポイント改善しております。

次に、将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言い、一般会計が全ての会計と一部事務組合の借入金残高に対して負担する額や全職員の退職金への負担額など今後支出が必要となる額に町の基金や交付税で措置される額などを勘案し、将来において一般会計の負担となる程度を指標化して将来の財政の圧迫度を示す指標でございます。

健全化判断比率について、財政再生基準はなく、早期健全化基準のみ350%以上となっております。令和3年度の本町の将来負担比率は100.9%となっております、前年度から9.0ポイントを改善しております。

また、公営企業につきましては、資金不足比率という指標があり、公営企業の資金不足額を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すもので、経営健全化基準は20%以上となっております。

本町の公営企業としては下水道事業と漁業集落排水事業の2つの企業がございますが、いずれの企業も資金不足が生じていないことから資金不足比率は生じておりません。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。実質公債比率については、早期健全化基準の25%を下回る10.5%であり、また、将来負担比率も早期健全化基準の350%に対して100.9%であるということでございます。

しかし、これから岬町の財政を前に進め、より一層安定化させるために、目指す方向としてどのような方向性があるのか、また、どのような財政運営を安定的に行う必要があるのか、そちらのほうをお伺いしたいと思います。ご答弁よろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

平成19年度の制度創設から現在までの間、本町ではいずれの指標においても早期健全化基準を下回っております。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、本町はこれまで一貫して黒字決算を確保してきましたので、該当ございませんでした。

一方で課題と考えておりますのは、高い水準となっております実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、平成19年度は17.3%あったものが、令和3年度には10.5%となり6.8ポイント改善しておりますが、この間、平成20年度には19.5%となったことから、18%を超えると地方債同意基準により公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、平成21年度から28年度までの8年間を計画期間として健全化に取り組んでまいりました。

健全化の取組の成果により、平成26年度は17.7%となり、基準値である18%を下回ったことから、当初予定しておりました平成28年度までの計画から2年を前倒して達成することができました。

また、将来負担比率につきましては、平成19年度は223.7%あったものが、令和3年度



には100.9%となり、122.8ポイント改善いたしております。

このように現在では、いずれの指標もこれまでの改革の取組成果により着実に改善しておりますが、平成21年の田代町長就任当時は、実質公債費比率は21%台と高い数値で推移しておりました。当時は住民の皆様へ超過課税をお願いするとともに、本来、一般財源で措置しなければならない、職員の退職手当につきましても、退職手当債を発行するなど財源の確保に窮していた時期でもございました。

現在は、超過課税は廃止され、退職手当も起債に依存しておりませんが、新型コロナの影響や物価高騰が続く状況の中で、町の財政は今後も厳しい状況が続くと予想されております。

健全化判断比率の算定において、実質公債費比率は町債の元利償還金などを、将来負担比率は町債の現在高や職員の退職手当支給予定額などを使用することから、将来の財政負担を見据えた上で、これらを十分に念頭に置きながら財政運営を行う必要があると考えております。

現在、次期集中改革プランの策定に取り組んでおり、引き続き財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

私がお伺いいたしました財政指標では、以前よりも随分改善されていることが分かりました。田代町長就任時における町債、町の借金ですね、これが約94億円であったのが、現在では約80億円弱へ圧縮されているというのもお聞きいたしております。

しかし、この厳しい財政状況の中、これからも将来の財政負担を見据え、現在、私達が直面している物価上昇や、町民の皆様へ安定した行政サービスが確実に提供できますように、堅実な財政運営をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 自由民主党、自民岬の奥野 学です。

議長の許可をいただきましたので、令和5年9月定例会における一般質問を行います。

これからの質問は令和4年6月定例会、令和4年12月定例会に続き、改めて岬町本庁舎を全面建て替えるためには早急にどのような予算確保対策をすべきかをメインテーマとして、いろいろな角度から4点について提案・質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目の提案は、ふるさと納税を、泉佐野市を見習い、今よりも返礼品を増やし、納税額

を増やす対策をどうすればよいのかということです。

以前よりも随分岬町においても返礼品が増えてまいりました。シャワーヘッド、陸上養殖で育てたトラフグてっちりセット、おまかせベーグル40個セット、とっとパーク小島利用券、大阪ゴルフペアプレイ券、Pay Pay商品券、胡蝶蘭、ウサギのモモ肉、泉州ハモ鍋セットなど、担当課の努力に敬意を表します。

以前より随分返礼品が増えていきますので、令和3年度、令和4年度、令和5年8月末までのふるさと納税額の推移をお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度は1,001万8,989円で301件の申し込みがありました。令和4年度は1億1,651万1,413円で1,183件の申し込みがありました。令和5年8月末は2,060万1,000円で311件となっております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 令和3年度・令和4年度のふるさと納税額を教えてくださいました。令和3年度は約一千万円、令和4年度では1億1,650万円と、約1.2倍と納税額が一挙に増えております。大変うれしい限りであります。

泉佐野市の令和4年度納税額は全国で5位の約1.37億円でした。この税を利用して泉佐野市内に新しい施設をどんどん建設されています。

そこで岬町も泉佐野市を見習い、対策をする検討があります。私のところに、魚介類ハマチの加工工場用地500坪を岬町内で探している企業から相談があります。

泉佐野市内でも、市内に熟成肉の加工場、ビール工場の誘致を実現し、納税額をアップさせています。岬町においても工場誘致・用地仲介などを、担当職員を増員し、加工工場をどんどん増やし返礼品をつくっていく対策をしてはどうか、を提案いたします。見解をお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年6月議会において、泉佐野方式で製造工場誘致についてご質問をいただいております。現在、本町では、関西電力多奈川発電所跡地について、関西電力・大阪府に対して、製造業など雇用が生まれる企業の誘致をお願いしており、ふるさと納税の返礼品として取扱いが可能な製造加工事業者が進出いただけるよう協議を進めております。

また、本町では企業立地促進条例により必要な優遇措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡

大を図る対策を講じております。泉佐野市が実施しておりますクラウドファンディングを活用し、目標額を達成した事業者に対して、寄付金総額の40%を補助金として交付する仕組みについては、財政面の負担が大きいことから、引き続き制度設計効果を検証する必要があると考えております。

組織の強化につきましては、令和5年度より担当職員を1名増員し取組を進めておりますが、地場産品が少ないことから大きく寄付額の増加につながっていない状況です。

また、現在、岬町行財政改革懇談会の会長である、和歌山大学の足立教授をアドバイザーとして、役場の若手職員のメンバーからなるプロジェクトチームをつくり、ふるさと納税による財源確保策を検討しているところでございます。

引き続き、多くの返礼品づくりに努め、財源確保、また、地域経済の活性化に取り組みたいと考えております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁によりますと、関西連電力と大阪府とで、納税の返礼品として取扱いが可能な製造加工事業者が進出いただけるよう協議を進めていただいているようであります。

また、和歌山大学の足立教授をアドバイザーとして、役場の若い職員のメンバーからなるプロジェクトチームをつくり、ふるさと納税による財源確保を検討していただいただけるという発表をしていただきました。すばらしい企業が誘致できるよう、また、高額納税につながる返礼品づくりになお一層の努力をお願いいたします。

今後の毎年の目標額をどのように設定されているのかを改めてお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

10月1日より国の制度改正もあり、寄付額の目標額を定めるのはなかなか難しいところでございますが、令和4年度決算見込み額では1億円を超えておりますことから、本町におきましても1億円を目標と定め、さらに返礼品の拡充、事業者の掘り起こしに注力したいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ありがとうございます。さらにふるさと納税額が拡充するようによろしく願いいたします。

続いて、2点目の提案は、先ほど岬町内で500坪の工場用地を探しておられる件のお話をさせていただきます。その用地の隣接所有地を確認していると、所有は何と岬町の広い土地でし

た。岬町の所有なのに、現況は民間企業の資材置場となっています。そのほかにも、同様の管理ができていない土地があるのではないかと疑問を持ちました。

会計決算書の最後に岬町財産に関する調書として各関係ごとに記載されています。公有財産台帳は現在、担当課においてどのように整理・管理しているのか、お尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 まず、ご指摘の土地は公有財産台帳の位置図に町有地として表示され、台帳上に普通財産として登録が行われております。

履歴を見ると、元々共有地であったものを昭和36年に岬町が所有権保存登記を行っており、どのような経緯で町有地として登記されたかは不明で、境界画定も行われておりません。

公有財産台帳の地図上では資材置場も含まれる可能性はありますが、境界確定を行い、町有地を確定しなければ判断することはできません。

町の財産を管理する公有財産台帳は、税務課の固定資産課税台帳とのマッチングを行い整理を行っております。データについてはあくまでも公簿上のデータをベースとしており、全ての土地の境界確定や測量が行われたものではありません。

適切に土地財産の管理を行うためには、境界確定・測量を行い登記をする必要がありますが、合併時に引き継いだ財産については、境界確定や測量が行われておらず、公図も混乱しているところがあります。これらの土地財産の境界確定や測量を行うためには相当の費用と労力が必要となるため、現状は隣接地権者からの申出や地籍調査に併せて実施しているところです。

現在の公有財産台帳については、平成16年に税務課の固定資産課税台帳とのマッチングにより整理を行い、その後は新たな財産の取得に合わせて更新を行っております。

公有財産については、エクセルの電子データと紙による公有財産台帳位置図で管理しておりますが、位置図は更新ができていないため、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金事業を活用して公有財産台帳位置図の電子化を行い、改めて固定資産課税台帳とのマッチングによりデータの整理・補正作業を進めているところです。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどいろいろ説明をいただきましたが、不明な土地も多々あるのですけれども、いろいろ整理して、処分できるところはどんどん売却し、庁舎整備基金に積み立てていく必要があるかと思いますが、見解をお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 収益が見込める処分可能な普通財産につきましては、これまでも積極的に処分を行

ってまいりました。

普通財産には境界確定が行われていないものや形状の悪いものが多く、処分を行うためには境界確定や測量などに多額の経費が必要となり、処分を行ったとしても、庁舎整備に貢献できる財政的なメリットはあまり期待できるものではございません。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 続いて3点目の提案は、先ほどの岬町所有地の隣接地は広大な民有地です。その土地の登記地目は田となっておりますが、現地は広大な雑種地となっております。町内の民有地の現状を再確認し、評価・見直し、総点検することにより、固定資産税を増税できると考えます。

3年ごとに現地調査し、町内民有地の地目が現況どおり課税されているのかをお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまの奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

固定資産税につきましては、3年ごとに評価額の見直しを行い、現況に即した課税となっております。

具体的には、前回撮影した航空写真のデータの重ね合わせを行い課税客体の異動を確認しております。加えて賦課期日であります、1月1日直前の毎年12月に税務課職員で町内全域の現地見回りを行い、家屋の新築・滅失・増改築、土地の現況利用の確認に努めるとともに、登記情報などから利用の状況に変更がないかどうか、職員が町内を随時見回りをしております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 登記地目が田のところは埋められて雑種地となっているが、農業委員会と連携・調査して、課税見直しをどのようなシステムになっているのかをお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 農業委員会との連携につきまして、ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

農業委員会から農地転用の受付簿の写しを提供していただき、それを参考に課税の見直しを行っております。加えまして、農業委員会が実施しております農地パトロールの情報なども参考にして課税の見直しを行っております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 関西電力多奈川第二発電所跡地は更地となっておりますが、固定資産税の評価はどのようになりますか、お尋ねをいたします。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

個別の企業に係る課税内容等につきましては、この場でのご答弁は控えさせていただきます、あくまで一般論でお答えをさせていただきます。

関西電力多奈川第二発電所跡地につきましては、本用地は工業用地であるため、建物が取り壊され更地になったとしても、住宅用地に適用されるような課税の特例制度はございません。

例えば、今年中に工場用の建物がなくなり更地になった場合、建物部分の課税は翌年度からになります。土地である工業用地については、更地になったことに伴う税額への影響はございません。

言うまでもなく、町税は自主財源の根幹をなすものでございます。引き続き、課税客体の捕捉に努めつつ、適切な課税事務に努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 いろいろとお聞きさせていただきましたが、固定資産税収入を増やす手段がないかと模索しますが、適切に課税・徴収されているようであります。

最後に、田代町長に改めてお尋ねをいたします。

昨年も2回、何とか早くこの本庁舎を建てられないかとの強い思いで一般質問をさせていただきました。今年は猛暑の中、エアコンが故障し、このような役場がどこにあるのかと思うことであります。

建て替え計画にはあまり進捗はないかと思いますが、現在の田代町長の思いはいかがでしょうか。また、庁舎整備基金は現在どれくらい積み立てられているのでしょうか。

そして、公民館図書館との複合施設として、過疎債を活用して何とか本庁舎建設事業費を削減できることができないのか、改めてお尋ねをいたします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

昨年も2度ほど質問したけれど、その後どのような状況になっているかというご質問、ほか、合わせて4点ほどいただきましたので、まず1点目のクーラー、エアコンが故障しているが、こんな役場はあるのかという質問についてはですね、この内容については総務部が担当しておりますので、担当部長のほうで答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先に基金を増す提案したが、総合的に建て替え計画は以前と変更はないのかという質問であります。

庁舎の建て替え問題については、奥野議員からこれまで何度となくご質問をいただき、町の基

本的な考え方を述べさせていただいております。庁舎の建て替えの必要性については、我々も十分認識しておりますが、現在の町の財政力では建て替えは困難であります。先ほど瀧見議員さんからも財政状況についてお尋ねがりましたが、ご覧のとおり、なかなか厳しい状況であることはご理解いただいていると思っております。

何とか財源を確保して早期に建て替えに着手することができるように、令和3年度には新たに庁舎整備基金を設けるとともに、国から財政支援をいただけるよう要望活動を続けておるところであります。

昨年12月定例会の一般質問の際にもご答弁させていただいたように、本町は、現庁舎建設により過去に財政再建団体に転落して、住民の皆様にご迷惑をおかけした過去がありますので、同じ轍を二度と踏むことのないよう、まずはベースとなる財源をしっかりと確保する必要があると思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいと思っております。

庁舎整備基金はどれくらい積み立てられているのかという問いに対してはですね、これは財政改革部長のほうで答弁させていただきたいと思っております。

それから、公民館・図書館等の複合施設について過疎債は使えないのかというご質問だったかのように思います。図書館・公民館等につきましては、現在、検討委員会を立ち上げて、基本構想、また策定作業を進めております。整備に当たっては複合施設を含めた検討を行うこととしておりますが、財源につきましては、財政支援制度が手厚い過疎対策事業債の活用を予定しております。

一方、庁舎については、過疎対策事業債は活用できないことはこれまで何度となく奥野議員にもご説明させていただいたとおりでございます。

また、新たな庁舎建設候補地については、令和元年の岬町庁舎整備検討委員会の答申によると、公共交通機関の利便性、財政の負担などの観点から、現時点では現庁舎所在地を建て替え候補地として適当である旨の答申をいただいております。

議員提案の本庁舎と公民館、また、図書館と合築し複合化し、庁舎を除く施設部分に過疎対策事業債を充当することで全体の町負担額の抑制を図るとのことですが、公民館・図書館等の整備に当たってはどのような複合施設にするか、立地場所をどこにするかなどを含め、今後、基本計画や実施計画において検討をされる予定でございますので、現状をご理解賜りますようお願い申し上げます。

少しでも早い段階で調査・整備に着手できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

あとの2点については、担当部長から答弁させていただきます。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうからはエアコンの不具合につきましてご説明をさせていただきます。

今回のエアコンの不具合につきましては、夜間にエコアイスシステムに切り替えを行うタイマー機能の時間設定が何らかの原因でずれたことにより空調機能が切れたもので、業者のお盆休みを挟んだことから原因の究明と対応に時間を要しましたが、現在は問題なく稼働しております。

酷暑が続いた時期でもあり、空調機能が停止したことで来庁者・住民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

○竹原伸晃議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 私のほうからは、庁舎整備基金についてどれぐらい積み立てられているのかというご質問にご答弁をさせていただきます。

令和3年度に庁舎整備基金を設け、初年度は5,000万円を積み立て、令和4年度は前年度の決算剰余金3,600万円を積み立てましたので、現在の基金残高は8,600万円となっております。

これまで決算剰余金は財政調整基金に積み立てをしておりましたが、令和4年度は決算剰余金の全額を庁舎整備基金に優先的に積立てを行いましたことをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 早く本庁舎を全面建て替えるための手段を4点提案いたしました。なかなか名案は見つかりません。その中でも、地道にふるさと納税を増やし、庁舎整備基金に積み立てていくだけしかないのかなという結論に達します。

若手職員のメンバーから成るふるさと納税プロジェクトチームが発足されますので、若い方々の斬新な発想で、ふるさと納税額を数年のうちに5億円、10億円となるように期待いたします。その中の数億円が毎年庁舎整備基金に積み立てできるように頑張りましょう。

泉佐野市の納税額を見習い、こつこつと積み立てられるよう、私も今後の協力をお誓いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の指名をいただきまして、質問させていただきます。

3点ございます。土砂廃棄物の放棄・不法投棄について、外郭的な団体の不祥事について、泉



州市町の広域連携について、を質問申し上げます。

まず初めに、土砂廃棄物の不法投棄がいろいろ報告されております、これについての現状の把握状況について、担当課からのご説明をいただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

土砂等における不法投棄の把握状況につきましては、職員による巡回や近隣住民の方からの通報等で把握しております。

現在、生活環境課で把握している場所等につきましては、多奈川地区の3件及び深日地区の1件です。

多奈川地区の3件につきましては、東地区の府道木ノ本岬線の石砂坪橋付近ののり面、同地区の府道岬加太港線、谷川橋付近の空き地及び港地区の港会館付近の空き地となっております。また、深日地区の1件につきましては、府道和歌山阪南線の深日地区と孝子地区の境界付近の農地となっております。

把握している4件につきましては、産業廃棄物を含む土砂を盛っているとの住民の方からの通報があったことから、本町から泉州管内の産業廃棄物の担当である大阪府泉州農と緑の総合事務所の環境指導課に連絡し、適切な対応をお願いしております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 土砂条例、産業廃棄物条例、環境条例などからの指導規制の実績はどうかを伺いたいのですが、土砂廃棄・環境悪臭問題ですね、実績はどのようになっているか、伺いたいです。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

土砂条例である「岬町土砂等による土地の埋立て、盛土またはたい積行為の規制に関する条例」につきましては、事業区域の面積が500平方メートル以上の事業であって、土砂等による土地の埋立てまたは盛土を行うことにより、高さが1メートル以上となる事業につきましては許可が必要となります。ただし、国または地方公共団体が行う事業、法令の規定により許可または認可を受けて行う事業、災害復旧のため必要な応急措置として行う事業などは適用除外となります。

職員の巡回及び近隣住民の方からの通報などにより、不法投棄されている産業廃棄物を発見した場合、町において指導等の権限がないため、産業廃棄物の適正な処理に努めるよう、大阪府より施工業者及び土地管理者への指導等を行っていただいているところです。

土砂条例である、「岬町土砂等による土地の埋立て、盛り土またはたい積行為の規制に関する条例」に基づく、本町が行う指導・規制につきましては、近年実績はございません。

廃棄物条例である、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することなどにより、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物の適正な処理により資源の有効な利用や生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、住民の健康で快適な生活を確保することを目的とした条例となります。

「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づく、本町が行う指導・規制につきましても近年実績はございません。

環境条例としての、「岬町環境の美化に関する条例」では、環境の美化に関し、ゴミ等の散乱の防止などを図り、快適で美しいまちづくりを推進し、良好な都市環境を確保することを目的に、町、町民等、事業者及び占有者等の責務を定めた条例となります。

なお、令和4年度から空地に畳等の一般廃棄物を放置している事案が発生しておりますので、「岬町環境の美化に関する条例」に基づき、所有者に対し、撤去するよう指導を1件行っているところです。

また、淡輪12区内で所有している空き地で、家畜の糞とわらを混合し、発酵させることによる肥料作りに伴う苦情によるもので、泉佐野保健所と現地調査を行い、悪臭防止策としてブルーシートをかぶせていただくなどの対応をお願いしております。

今後も、泉佐野保健所と連携し対応を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町の条例においての対応が非常に難しいと府に移管するということが多いようですが、保健所等とよく連携をされているようですね、匂い問題とか。ただ、要望としましては、今後、府との連携ももっと強めていただきたいと思います。

谷川東畑方面入り口の土砂におきましては、転落したショベルカーとかですね、復旧してまだ転落しそうな状況のまま、放置したまま作業が続いておると。転落して作業が止まっている間は谷川港のほうに運んでいるような形跡があると。警察等にも地元の方も私も相談しておりますけれども、なかなか動けない状況であるという。岬町で指導できない。府にお任せしておるという状況ですけれども、府との連動性がなかなか認められないということでちょっと残念に思いますので、ご注意を願いたいと思います。改定を願いたいと思います。

最後にこの土砂廃棄物、環境の条例の関係ですが、不在地主に対する注意喚起、地主さんと廃棄業者が連携を取っている場合もあるかもしれませんが、不在地主に対する注意喚起です

ね、土地を貸している方、そういう者についてどういうふうに対策されているか、伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事　谷崎議員のご質問にお答えします。

大阪府では毎年6月と11月を産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間と位置付け、大阪府域における産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正を図るための事業が展開されております。

強化月間における事業としましては、不法投棄・野外焼却などの早期発見、防止のためのパトロールや解体工事現場をはじめとする産業廃棄物の発生場所や置場への巡回・監視が実施されております。

また、一般の方には、廃棄物の不法投棄防止を訴える街頭啓発キャンペーンを展開しており、本町におきましても、大阪府と連携して強化期間中の啓発に努めてまいりたいと考えております。

すみません、先ほど、谷崎議員が大阪府と連携するようにと仰いましたけども、私どもとしましては、大阪府の泉佐野保健所とも連携しておりますので、連携は行っております。

○竹原伸晃議長　谷崎整史君。

○谷崎整史議員　悪臭関係で保健所と連携されているということは伺っております。ただ、産廃とかの現地調査については、府は府で単独で動いていると、そういうふう聞いておりますので、そういうところも何とかならないかという意見でございます。

府との動き方、連携ですね、町の条例では何も対処できないよと、だから府に任せますよと。府は勝手に行っているようですよと、後から連絡いただきますよと、それではちょっと困るかなというところでございます。

あと、地主対策ですけれども、民間企業ではよく、町においては固定資産税の通知というのは毎年なされますので、固定資産税通知にこういう事例の注意喚起を地主さん、空き地主、空き家地主にするということは、十分、対策として必要ではないかと思っておりますので、ご検討を依頼申し上げたいと。固定資産税通知において何らかの対策ができないかと、地主対策ですね、お願い申し上げたいと思います。また、府との連携とか、条例で対処できないところのとらまえ方、情報の上げ方ですね、その辺りをどうするかを十分協議いただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の外郭団体の不祥事についてと、外郭的団体についてお伺いしたいと思います。

4年ほど前に議員になりまして、3年以上前ぐらいからですか、シルバー人材センターの運営が非常に不透明であると。作業形態、あるいは中の動きがですね。そういうことをあちこちで伺

っております。

今回、大阪府のシルバー人材センター協議会からの監査が4月19日、これは大阪府シルバー人材センター協議会と大阪府と合同の監査であったというふうに聞いているのですが、ここに至ったような事案の経緯と結果について明確に説明をいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず先に、先ほど外郭団体的という表現がありましたけれども、岬町シルバー人材センターにつきましては、岬町の外郭団体ではなく、また、岬町には外郭団体がないことだけ先にお断りをさせていただきます。

今、議員をおっしゃった、令和5年4月19日に実施されました、大阪府シルバー人材センター協議会の監査につきましては、大阪府商工労働部のシルバー人材センターを所管する部署から、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、会計処理が適正に行われているかについて検査があったと岬町シルバー人材センターから聞いております。また、その検査結果につきましては、会計事務において一部適切でない処理があったとのことで、適切な事務の実施を徹底するとともに、再発防止に努めることと指導を受けたと聞いております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 外郭的団体と申し上げましたのは、町が公金を拠出している団体であると。町が900万円と大阪府シルバー人材センター協議会から900万円を拠出している団体であると。そういうものに対する管理実態がどうなっているのかと、非常に不適切な面があったのではないかというふうに認識しております。

特に、本団体においては仕事の回し方、一部のグループにのみ仕事が回っているとか、あるいは不適切な鉄くずの売却による公金の管理とか、お金をいただいてごみ処理するのを、町所有地のごみ処理として無料で行ってというふうないろいろ噂も聞いております。昨年来からそういうことをいろいろ、3年前から聞いておまして、具体的な話は昨年来いろいろ、お話は部署で回っていると思うのですけれども、一つには外郭団体の管理方法が変わってきていると。管理というその人材派遣が、4年前あるいは3年前程度から、それまで岬町の職員を主たる担当として派遣していたものが、派遣がなくなっていると。その3年間程度に不祥事が起こっているというふうに主に聞いております。

こういう管理状態について、外郭団体というのはちょっと不適當なのかもしれませんが、町がお金を出す、拠出する、拠出金を出している団体に対する管理の甘さがあるのではなかったかと。

管理運営者の運営の方法の変化について、その間に問題を起こしていると。その長期の体制ですね、長年にわたって町の事務総括をされてきておりました、既にもう12年にわたるのですが、されてきております副町長に、この件の管理について伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君。

マスクを取ってもらえますか。

○中口副町長 失礼しました。谷崎議員からの私の指名ということでお答えさせていただきます。

外郭団体への管理の甘さと申されておりますが、先ほど、松井部長から答えたように、議員が言われている団体は大阪府の管理監督下に置かれている団体でございまして、拠出という、事業費に対する拠出じゃなくて、岬町から事業費を支払っているということでございまして、よって、それ以上、私のほうからこの立場で申し述べるということにはございませんので、それをお答えさせていただきます。

なお、人事の配置等については、後ほど人事担当のほうから答えさせていただきます。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 職員の人事配置等につきましては町長直轄となっておりますので、人事担当の私からご答弁をさせていただきます。

谷崎議員の言われる事案につきましては、人事担当においては承知しておりません。したがって、派遣が途絶えたことが原因で事案が起こったのではないかとというご質問に対しましては、お答えしかねます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町職員の派遣、短期雇用ですから、でも、町職員としての派遣を取りやめたと、先方からの申し出で取りやめに至ったと。そういう管理の甘さというのですかね、物の見方、やり方の甘さがその12年間続いてきた体制にあるのではないかと、役場の組織が非常に傾いているのではないかと、その体制の根源はどこにあるのかと、12年間変わらずにやってきている体制にあるのではないかと。そういうところが出ているのではないかとということで申し上げております。

拠出金事業に対するお金は支出しているだけであるから何ら管理をしない。そんなものでは通らないと思いますね、町の交付金を出しているのですから、また府からも出ているのですから。そういう甘い考えで町の組織運営をされてきているのか。きちんと律するところはもっと律するべきではないかと考えております。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の、質問の中で、町は12年間、その管理不行き届き、あたかもそういう発言があったので、私のほうから答弁をさせていただきます。

このシルバー人材センターは、先ほど担当から説明があったように、大阪府の管理下にあつて現在まで管理がなされていて、町は、あくまでその事務担当として、局長クラスを派遣してまいりました。その後、再任用職員でありましたので、本人から職を辞したいという意向があつて、その後退職し、そして今回のご指摘の内容になつたものと思つております。

しかし、その後、その問題がいろいろ大阪府のほうから指摘事項がありましたが、現在は再任用職員を局長として派遣を行つております。ですから管理体制が甘かつたというのは、当たらないと私は思います。そのために町としては、理事としてしあわせ創造部長を送つております。

この問題については、シルバー人材センターの理事会ないし総会等で決議するもの、また、管理するものであつて、町がそこに、その内容等に触れることはできる立場でないということだけはご理解していただきたいと思つます。

それから、補助金制度は国の制度がございまして、国が持つ応分の負担、そして町が持つ応分の負担、これは取り決められておりますので、そのように補助金を交付しております。

だからといって、管理体制まで我々に義務付けられているわけではないということだけはご理解賜りたいと思つます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 管理体制に問題はなかつた。別の団体でしょうからそうでしょうね。ただ、お金を出している団体をよく見守っていくということは非常に必要なことだと思つます。

さらに、今回、今年度からですか、再度派遣に改めたという事情もございまして、それはそれでよろしいかと思つます。非常によかつたと思つております。ただ、昨年夏ですか、町長宅に担当の方が行つて説明をされたら、それから何も事態が動かないと。その中で、大阪府シルバー人材センター協議会に対する告発があり、大阪府シルバー人材センター協議会からも調べたがなかなか動かないと。かつ、4月19日の大阪府の管轄するセクションと大阪府シルバー人材センター協議会の合同調査で、8月中に何らかの回答が返つてきているはずで。

そういうことも踏まえて、その過程で内情を町長に直接お話しした担当の者がいまだに冷遇された状態に置かれていふことも續いております。

町から派遣した職員、局長ですか、この方にしっかりそのことを伝えて、向こうの体制の中で話が何も通じないのであれば、そういうことを助言して助けていくことも、ただ、単にお金を出しているだけでは、事業費を出しているから何もうちは関与しないのではなく、いろいろ関与す

べきところがあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

私の自宅へどなたか来た、会ったということは一切ございません。これだけ申し上げておきます。

また、管理体制を何もしないと言っているのではなくて、そのためにしあわせ創造部から理事を1名出して、理事会に加わることで、それで私は十分果たしているものと考えます。ただ、一個人が云々という先ほど話がございましたが、それについては、やはりシルバー人材センターの中で理事長や、理事の方がおいでですので、そこで議論されるものと考えます。私は、その関係者を町長室に招き、確認をしましたが、そのときは、一切そういうことはありませんとのことでしたので、それ以上のことは、私はないのかなと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 実際、この鉄くずですか、処理の関係は横領ではないかという理事の指摘があつて、その後、前の方が辞められたというふうにも聞いております。かつですね、町から理事が派遣されているのであれば、あるいは話を伺っているのであれば、その中で十分ですね、理事会の中とかでやりとりして、是正すべきところは是正すべきではないかと。正しいことを言った者が冷遇されてしまっているというのは非常に情けない組織状況であるし、それを正せない役所の対応も非常に残念なことであると。そういう体制を12年間続けてきたのかということでございます。

○竹原伸晃議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。何回も言うようですが、12年間続いてきたというのはどういう意味でおっしゃってるのかわかりませんが、町としては、法律や条例の定めによりシルバー人材センターに職員を派遣してきていますが、シルバー人材センターを管理監督するのは当センターの理事長であり、またその役員さんであり、また、理事会・総会等でいろいろと議論なされてきたものと私は思っております。先ほど、シルバー人材センターの職員が、この事案にいろいろと苦勞されてるということを今、聞かせていただきましたが、それはシルバー人材センターの長であります理事長さんや役員さんが組織の状況を確認する必要があると、私は思っております。何度も言うように、あたかも行政の責任のように聞こえますが、例えば町が出している補助金を着服したというようなことがあれば、町として真相究明すべきものと考えますが、今回のような事案は、大阪府の管理下のもとでやっておりますシルバー人材センター自体のことに、私どもはと

やかく言うことはないと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 組織運営というのは信頼と管理が必要ですので、お金を出している以上は十分管理できるような体制、目を見張るといことは大事だと思います。かつ、組織というのは余人をもって代えていくものです。固定した人、固定した方がずっと権限を持っているといことは非常に間違った結果を招くことになると思いますので、私のところに届いておりますのは、そういう横領的事案があったと。これ、親告罪ではございませんので、今後どうなるか分かりませんが、そういう報告もございますので、理事に入っている方、十分注意してですね、真実を述べて何とか改革したいとした方が冷遇されている状況になるといことは非常に残念なことだと思います。体制が変わったのであれば、そういう対応をいただきたいと思います。

次に、3つ目の泉州市町の広域連携についてですが、泉州地域都市制度勉強会への参加についてでございますが、先に全協の場で泉州のDMO、地域観光づくりについて質問しまして、食をテーマに予算取りを進めていただけたということ聞いておりますが、その関係もございまして、泉州地域都市制度勉強会というのがございまして、岸和田市・泉大津市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町に、今回、貝塚市が参加されました。町長は、昨年の維新の議員の質問に対して、貝塚市が参加しないから岬町も参加しないよという返事をいただいておりますが、この8市2町であれば、岬町の今後の参画についてはどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、勉強会の概要を説明させていただきます。この勉強会は首長主導の勉強会で、令和3年1月19日に立ち上げたもので、人口減少が進行する中、持続可能で自立性の高い自治体経営の構築に向け、共同で研究を行う場が必要であるという共通認識のもと、設立したものでございます。

参画市町については、高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町の8市2町の構成となっております。

この勉強会は、様々な行政課題に対応するため、効果的な広域連携の方策など持続可能な都市制度について研究を行っていくこととしており、テーマについては、広域行政を切り口として幅広いテーマを研究・検討の対象としてございます。

また、参画市町に共通する行政課題への対応策の検討や都市制度の先進事例など、将来にわた



って持続可能な自治体経営を確立していくために必要と思われる内容についても研究していくこととしております。

運営については、幹事会を設置し、幹事に岸和田市・和泉市・泉佐野市の3市が、幹事長は泉佐野市が担っており、大阪府市町村局にはアドバイザーとして参画いただいていると聞いております。

本町の泉州地域都市制度勉強会への参加につきましては、岬町に対しても令和2年12月に参加依頼があったところです。しかしながら、みさき公園の再生をはじめとした諸課題が山積みしている状況であることから、まずは現在の諸課題の解決を最優先するとともに、市町村の連携や、将来的には合併につながるような問題は住民の理解を得た上で慎重に進める必要があると考えていることから、首長主導の勉強会への参加については見送らせていただいております。

しかしながら、本年8月、幹事市である泉佐野市より、国が提唱する地域の未来予測という取組について、勉強会の枠を超えて参画しないかとお声かけがありました。前回同様に勉強会への参加については見送りますが、事務担当者が参画する地域の未来予測の策定検討のワーキンググループについては参加することとしております。

自治体の持つ中長期的な視点で地域の抱える課題がどのように変化していくのかをできるだけ客観的なデータをもって予測し、施策に反映していこうというもので、広域でこの予測策定の取組を進めていくこととします。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 事務方の参加ということで非常に喜ばしいことと思います。

ただ、連携や合併といった問題は住民の理解を得た上でということになりますが、決して連携・合併だけではなく、既にもう連携は組合とかで進めていることでありますし、連携をもっと進めていくべき事務組合とかいろいろそういう外郭団体の幹事とかのこともあるかもしれませんので、連携という着目点からは町長もやはり参加すべきであると思うのですが、この点はいかがお考えでしょうか。

○竹原伸晃議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

内容については今、担当のほうから説明のあったとおりで、あくまでやはりこの勉強会というのは、表向きは勉強会になっていますけども、最終的には合併、広域合併ということで将来は考えていく勉強会だろうと、そのように思っております。

合併となると、やはり住民の意見、議会の意見、そういったものをしっかりと聞いた上で判断

すべき問題かなど、私は常々から思っております。そういった意味で今現在、みさき公園の問題、関西電力の問題、いろいろ跡地の問題ですね、そういった問題を抱える中で今、全体的に各市町が抱えている問題があるかと思えますけども、あくまで大阪府の意向に沿った勉強会はですね、私は今、岬町としてはそういった問題よりも先に、やっぱり我々が検討しなければいけない問題というのは、今、重要な課題、申し上げましたとおり、そっちのほうを今しっかりとやっていく。将来、今も現在は広域とかですね、そういうことについては連携を取ってやっておりますので、ですから改めてまた勉強会を立ち上げてやっていく、財政事情も違うし町の事情も違う、いろいろ異なることから、なかなか勉強会に参画しても、本来の岬町の事業の推進がやっぱり遅れてくる可能性は大だと私は思っておりますので、そういった意味から、もうしばらく検討させていただきたいと。

その代わり、いろんな事務、そういったことの中のそういった会議には参加して勉強するよという指示はいたしておりますので、参加したほうがいいじゃないかと、それは広域的に参加していくということは、別にこれを反対するものではありませんけども、今置かれている岬町の状況から考えますと、まず足元をしっかりと固めて、その後でいいんじゃないかなど、私はこのように思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 合併を念頭にというのではなく、広域連携をして、得るところは得る、出すところは出すということですね。町の組織強化にもなるかと思えますので、ひとつ前向きに今後とも検討し進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 ご指名いただきました、自民党の道工でございます。

令和5年第3回岬町議会定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

コロナ禍も今なお収まることなく、岬町内でも感染者が多く出ている中でも、住民の豊かな幸せを求めて、田代町長が、少ない財源の中にも関わらず、精一杯努力を重ねていただけることに深く感謝し、敬意を申し上げたいと思います。

しかしながら、まだまだ住民の思いは満足できるものではありません。このような観点から、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、農業公園の計画につきましてお伺いをいたします。令和元年にみさき農と緑の

活性化構想として、淡輪地域内の道の駅 みさき夢灯台の府道と南海との間ですね、ここに農業公園を計画されるということをお聞きいたしておりますが、その後、どこまで計画が進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えいたします。

本町では、町内に分布する、多様で魅力的な農と緑の資源を保全活用して活性化を図るため、みさき農と緑の活性化構想を令和元年度に策定をいたしました。

この構想では、農と緑を生かした地域活性化拠点として、都市公園でありますみさき公園と道の駅みさき北側の農地を活性化拠点と位置付け、まずはみさき公園の再生に取り組み、一定のめどが立った時点でもう1つの拠点として位置付けております農業公園の検討を始める予定としておりました。

このような考え方から、新たなみさき公園の再整備に優先的に取り組んできましたが、今後は農業公園の実現に向けた取組も並行して進めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、担当理事からお答えいただきましたが、令和元年にこの計画を持たれてですね、いまだに全くと言っていいほど姿が見えてこない。岬町もこれだけの広大な農地を生かしていくという、そのためには農と緑の活性化構想をしっかりと位置付けてやっていかなければいけないと思います。

田んぼを耕作しないで草を生やしている、イノシシの遊び場になっている、こんな形でいつまでも放っていることが本当にいいのかどうか、ぜひともお考えいただきたいと思います。

みさき公園とこれから並行して頑張ってやっていくというお声でございますけれども、まず、その地域の地主さんのお考えをしっかりと掌握して、協力いただけるのかどうか、町有地でありませんから、それぞれの農地の方々にまずご意見を聞くことが一番大事だと思います。そうでなかったらこの事業は全く進められません。これを早急にお願ひしたいと思います。

また、予定されている区域をどの辺りまで広げようと考えているのか、また、何ヘクタールぐらいをお考えになっているのか、ご質問したいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えをいたします。

農業公園につきましては、令和元年度に策定済みの、みさき農と緑の活性化構想で地域活性化拠点として位置付けております、道の駅みさき北側の農地周辺を整備区域として検討を進める予

定としております。エリア的には、南北で言いますと、現在、旧国道、現在の府道752号和歌山阪南線から南海本線の区域、そして東西で言いますと、淡輪の番川から西陵古墳がある区域、その辺りが市街化調整区域で農地を保全する区域となっており、全体面積は約20ヘクタールであります。

具体的な区域や広さにつきましては、議員おっしゃいましたとおり、農地所有者へのアンケート調査等を実施して意向確認を行った上で、今後策定を予定しております農業公園の整備に係る基本構想において確定してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 早急にこの事業が前を向いて動けるように、まず、冒頭申し上げましたように、地権者の方々のご意見を伺っていただき、基本構想の策定を行っていただきたい。

事が進んでいきますと事業主体をどうするかということもあるかと思えます。もちろん町でできないと思いますから、私は農業法人化まで考えてやっていただきたいと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまいただいたご質問にお答えさせていただきます。

農業公園の実現に向けた取組につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度に農業公園に係る基本構想が策定できるよう、予算化に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、農業公園の整備に係る基本構想の策定に当たっては地域の声を反映させるため、農業公園に求める機能や役割、農地所有者の意向や住民や関係者へのアンケート調査なども行うなど、事業の必要性や課題を整理しながら進めてまいりたいと考えております。

本町が有する魅力的な農と緑の資源を活用して町の活性化につなげていくことは、本町の重要な課題の一つであり、令和元年度に策定済みのみさき農と緑の活性化構想を基に、農業公園の整備に係る基本構想を策定し、基本計画・実施計画を順次立て取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

そして、事業主体のことについてご質問いただきましたが、農業公園の事業主体や運営方法につきましては、令和元年度策定済みのみさき農と緑の活性化構想を基に、今後、策定を進める農業公園の整備に係る基本構想などにおいてより具体的な検討を進めることとなりますが、先進市町の事例では、市町村が農業公園を設置し、維持管理運営は農業法人や農業にノウハウを有する事業者が指定管理を行う事例が多く見受けられますので、これらを参考にしながら、適切な維持

管理運営ができる事業者になり主体となつていただけるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、運営手法につきましては、指定管理制度以外にも、PFI事業を活用している事例等もありますので、引き続き事業主体を含む運営手法、補助金などの財源確保策など先進事例の調査も実施し、住民や利用者にとって安定的で魅力ある農業公園の整備ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、担当理事のほうから、少し灯りが見えたかなと思う点がございました。本当にこのみさき農と緑の活性化構想として打ち上げてから、長い期間眠つてしまいました。ぜひとも、空いている、草の生えている田畑をしっかりと守つていただく。そして地場産業の振興をしっかりとやっていただきたい。

どちらかという、岬町もどこの自治体もそうだと思いますけども、農業を行政は放つたらかします。海のほうは、怒られますけれども、多奈川水産試験場でたくさん稚魚をつくつてですね、放流してやっていますよね。農業の方はなかなか、土壌づくりから肥料をやって、種をまいて、種まで皆買つてきて大変な苦勞です。だからなかなか後を継いで農業をやろうかという方が少なくなつていく。

そういう意味では、ぜひとも町としてもこの事業に力を入れていただいて、いわゆる第1次産業の活性化をしっかりとやっていただけるように、それが、強いていうならば、6次産業にして生産から販売まで全て協力できる体制をぜひとも構築をしていただくように強くお願ひをしておきたいと思ひます。この件につきましては以上で終わらせていただきます。

次に、私、6月議会でも一般質問をさせていただきました、またするのかと怒られるかも分かりませんが、町の広報誌等の住民への配付方法ですね。

前回は聞かせていただきました。いわゆる区で区費を払っていない、いわゆる区に入っていない世帯が約2割弱ある。2割弱ということは1,400件ほどあるのです。これらの世帯には、岬よりも議会よりも、特に大事なのは、私が前回申し上げました、防災マップが全く配られていない。9月1日は防災の日で国を挙げていろんな行事をしています。それなのに、岬町では防災マップすら配られていない世帯がある。

6月議会では、区長会と協議して考えていきたい、善処したいと、こういうお話がございましたが、その結果はどうなつたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 道工議員のご質問についてお答えさせていただきます。

岬町自治区長連合会役員会が去る6月15日に開催され、会議の中で危機管理担当から役員の皆さんに対しまして、総合防災マップを自治区に属されていない方も含め全ての住民の方に対しても行き渡るようにするため、協力についてお願いをいたしました。残念ながら同意は得られませんでした。

意見の内容といたしましては、この概要といたしまして、まず、「自治区に会費も払わず、総合防災マップだけ届くようには勝手過ぎる」「岬だよりと同様に、総合防災マップを持っていない人については取りにこさせるようにすべきだ」「自治区の勧誘に行って、入らない人は自分で処理するということだから、自治区に加入していない人に対して面倒を見る必要はない」「8割で少ないというのは贅沢な話だ」「自治区に入っていない人は入っていない理由がある」「自治区に入っていない世帯は広報等は必要ないといった理由で入っていない」といったご意見がある一方で、自治区に入っていない人については、「防災行政無線で呼びかけて、取りに来させればいい」や「掲示板を使って呼びかける方法もある」のように、自治区未加入者への対応に関する意見もいただいております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、危機管理監から答弁がございました。全く前進していない。公共施設に置いているから取りに来てください。6月の段階では役場だけですよね。それからあわてて文化センターや公民館にも置いた。でも、取りに来ていないと思います。その状況はどうですか、あれから取りに来ていますか、その辺はどうですか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 道工議員のご質問についてお答えいたします。

先の自治区長連合会役員会で、ご提案いただいた意見も参考に、配付のための取組を行っております。

当初の配付の際には、総合防災マップの発行部数に限りがある都合上、町内公共施設への配付を行っていませんでしたが、ご自身で取りに来られる方向けに、現在では、先ほどご指摘のありましたように、淡輪公民館と青少年センターに配置し、このことについて岬だよりや公式ホームページ・SNSで広報しているところでございます。また、自治区ごとの掲示板に総合防災マップ配布のポスター掲示を行っております。

そして、実際に取りに来られた方につきましては、昨日、ホームページを見たという方が直接危機管理担当にご来庁いただきましたので、同時に2件来られましたので2件お渡ししているところでございます。ちなみに淡輪公民館と青少年センターにつきましてははまだ取りに来られた

方はいらっしゃらないと聞いております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 それが全てですよね。私は区長会に無理を言って配ってもらえとは言っていないです。岬だよりも含めて、町で業者に配ってもらったらどうですかということを経前にも申し上げました。なかなかこれも前を向いていかない。これ、住民の命を守るんですよ、防災マップはね。ほかのものと違うんです。

あえて聞きますけれども、一部いただきましたけれども、「住民の皆様へ大切なお知らせ、岬町総合防災マップはお持ちですか」というこのチラシはどうして配ったのですか。これ、ネットのチラシをプリントアウトしただけですか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまお示しのチラシにつきましては、各自治区に置いております掲示板の方に掲示いただいておりますので、配付は行っておりません。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 なかなかね、これだけの紙を掲示板に貼って、見る方どれだけおられますか。私は疑問に思います。

何回も言いますが、このハザードマップの大切さ、十分理解しないといけないと思うんですよ。1万5,000人の住民の命を守る防災マップではないのですか。守られてないじゃありませんか。欲しい者は取りに来い。自治区に所属していない者には配りませんよ。この考え方は、自治区は当然そうだと思います。区費を払っていないのだから、ほかの方については、私は面倒をみません。当たり前のことですよ。そういう入っていない世帯の方、大半が高齢者の方です。私が入っています16区の方の高齢者にかなり聞きました。「取りに行けない、欲しいけど行けない」

ですから、こういう世帯には、どうしても温かい町の行政として措置をしていただきたい。あまり多くは言いたくありませんが、この一つをとっても、住民の皆さん方が本当に町に対してどう思っておられるか、私はひしひしと感じました。

ですから、ぜひともその辺を再度お考えいただいて、この防災マップは、5年に1回ですか、3年に1回でしたか。たまたま今回の防災マップは高潮関係とかいろいろ変わったからということとうまく合致したのですが、その辺も含めて担当の方にもう一度伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 防災マップの改訂時期のことについてお尋ねかと思えます。防災マップの改訂

につきましては、国・府の制度、新しい情報が入った時点で改定することとなっておりますので、定期的に3年であるとか5年であるとかという定めではございません。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 それであればあるほど、町として配られていない世帯への配付について、もう一度お考え直しいただきたい。

最後に、町長、悪いのですが、町長としてのお考えを再度お聞かせください。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

道工議員のおっしゃるとおりですね、住民の生命・財産を守るための防災マップでありますので、全戸数入るのはもう当然なんです。ただ、先ほどから担当のほうから説明のあったとおりですね、区長会・連合会でいろいろとご議論を願って、その中でいろいろ各自治区の問題があつて、なかなか配れるところと配れないところが出てきた。

それを調整すべく危機管理のほうでいろいろお願いをしたんですけども、やはりそういう先ほどのいろいろ苦言があつたとおりの内容ですけども、そういった意味で、担当としてはですね、私にも相談を来ております。

ここで、ただ、例えばシルバー人材センターに委託をするとか、ある業者に委託するとかすれば配れるわけです。お金の問題もありますけども、配れるわけですけども。ただ、自治区連合会とはいろんな協定を結んでおります。戸数当たりの算出もして補助金制度も出しております。そういったことを考えてそことの摩擦を起こすわけにいかない。岬町のいろんな回覧物は区長さんなり関係の方にお願いをしている事情がありますので、そことの調整をしっかりとした上で、この部分は例えば委託をお願いするとかですね、この部分は区長さんをお願いするとか、そういったことをしっかりと協議をして、今後、防災マップなり、また、町の広報誌、そういったものを検討してまいりたいと、このように思います。

ただ、今そういった区長連合会との調整がまだできてないということも理解をしていただきたい。今後はそれをきちっと私が入って話をさせていただきますので、ご理解を賜りたいというように思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、町長のほうから前向きなお話をいただきました。大事なものは、区長会のほうをお願いしないで、町のほうで配る。選挙の公報チラシなどは全部、全戸配付をしていますよね。シルバーさんをお願いして配ってもらっていますよね。しようと思つたらできるのですよ。



6月の段階では、町の住民への配付物、仮に業者に出したらどのぐらいかかりますかと言ったら、数字も聞かせてもらいました。現に阪南市などは全部しています。もう少し住民の皆さん方に、町の考え方、また、いろんなこれからしようとしていることを全ての方に知ってもらえるような、これは町としても一番大事なことだと思いますので、ぜひともその辺を対処していただいて、前向きに検討を早急にしてください。私、この問題は引き下がりませんので、何回でもさせていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 道工晴久君の質問が終わりました。

お諮りします。

ここで暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

休憩いたします。13時00分から再開しますのでよろしくお願いいたします。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

午前中にはたくさんの一般傍聴の方々に来ていただきました。午後からも来ていただいております。

傍聴におきましては、傍聴のルールを遵守していただきますようよろしくお願い申し上げます。会議を続けたいと思います。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

本町の過疎化対策について質問させていただきます。本町は昭和50年代をピークにして人口減少に転じ、一昨年、令和3年4月には過疎地をその区域とする市町村として公示されました。

かつては、関西電力多奈川発電所や淡路島・四国とも連絡する深日港、そしてみさき公園などレクリエーション施設がたくさんあり、賑わっていました。大阪市内まで約50キロ、車で約1時間、また、和歌山市内までは約10キロ、電車で十数分の距離にあり、通勤可能な大都市圏に属しながら、人口減少が顕著です。また、高齢者人口は増加傾向にあります。

そこで、住みやすさを求めて移り住む移住者対策、魅力ある企業誘致や新たな集客拠点の形成

と町の過疎化対策をどのように考えていくのか、お伺いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

過疎対策につきましては、令和3年4月に施行されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める新たな基準により、岬町は令和3年4月1日から過疎地域の指定を受けることとなりました。

指定要件につきましては、過疎地域は人口要件と財政力要件の両方の基準を満たすことにより指定されることとなります。人口要件は昭和50年から平成27年の40年間の人口減少率が人口減少団体の平均値である28%以上とされ、この間の岬町の人口減少率は28.92%となっております。財政力要件は平成29年度から令和元年度の財政力指数の平均が全市町村平均の0.51以下とされ、この間の岬町の財政力指数は、小数点3位以下切り捨てにより0.51となります。

過疎地域は、令和4年4月1日現在885団体が指定されており、全国市町村の51.5%が指定されています。大阪府内では、本町のほか、千早赤阪村・豊能町・能勢町が過疎地域の指定を受けております。

過疎地域の指定を受けると、国の過疎対策として財政面を含めて様々な支援措置を受けることが可能となります。過疎地域の主な支援内容ですが、特に過疎対策事業債が町に大きな影響を及ぼすこととなります。ハードやソフトの事業を対象とした地方債の発行が可能となりこの地方債の元利償還金の70%相当額が地方交付税の基準財政需要額に算入され、交付税として財源が交付されることとなります。

本町でも、岬町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域指定のメリットを十二分に生かして、人口減少の抑制を最優先課題として、給食センター整備事業や町道西畑線の整備、コミュニティバスの運行などに過疎債を活用しております。

令和5年度につきましては、火葬場整備事業や町道岬海岸番川線整備事業などの活用を計画しており、令和6年度以降は、複合型のコミュニティ施設の整備事業など有効活用し、誰もが生き生きと暮らせるような持続可能なまちづくりを進めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 岬町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域指定のメリットを生かして、人口減少の抑制を課題として、誰もが生き生きと暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくとありましたが、就職を機会とする若い世代の転出が人口の減少につながっており、近隣市への転出

が多い現状です。

本町で就労を実現できる雇用環境の整備・充実を図る施策について、企業誘致の現状と町民の雇用状況についてどのような現状か、お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

田代町長は就任以来、企業誘致に積極的に取り組んでおり、工場の建設ができなかった関西国際空港土砂採取跡地の多奈川地区多目的公園には、地区計画を設けることで工場建設を可能とし、青木松風庵やコーヨークリエイト、マエキンの工場を誘致いたしました。また、関西電力多奈川発電所跡地には、町が関西電力に紹介しましたニューレジストンの工場の誘致が実現しております。

発電所施設の撤去が進められている第二発電所跡地については、関西電力・大阪府ともに、本町も協力して地域の活性化につながる大手事業者の誘致を進めているところです。企業誘致は相手があることから、なかなか途中経過を報告することはできませんが、進出の方針が確定し、事業者の了解が得られれば、議会をはじめ住民の皆様へ報告をさせていただきます。

次に、企業誘致に関わる雇用の状況ですが、これまでの企業誘致により各事業者の事業計画での集計ですが、約180名の就労の場を生み出しております。

町民の雇用状況につきましては、具体的な就労人数を各事業者から報告をいただいておりますが、各事業者ともに進出に当たり地元からの新規雇用に努めていただいております。町のホームページへの求人情報の掲載や公共施設への求人チラシの設置、住民の雇用に対する助成金制度を設け支援させていただいております。

ただ、各事業者さんからはなかなか地元から応募をいただけないとお話をいただいております。町が直接就労のあっせんを行うことはできませんが、進出事業者さんと連携し、今後も地元雇用を含めて、事業者さんの人材確保にできる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 多奈川地区多目的公園内や多奈川発電所跡地への企業誘致が徐々に進んでおり、第二発電所跡地にも地域の活性化につながる大手企業の誘致が進んでいる現状と、その中で180名近くの雇用があったと伺いましたが、先週末、9月1日現在、岬町内の求人状況は、パートタイマーでは8社21名の求人があるが、正規雇用に対しては3社各1名だけの求人状況です。

大手事業者以外にも、この岬町を選び、起業、スタートアップしている事業者も増えていると聞きます。町内で起業されている事業者はどれぐらいあり、その起業に当たりどのような補助金

の支援があるか、その支援策と、その一部であるみさきービジネスコンテストへ挑戦した事業者の実践と雇用状況についてお伺いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、本町の事業者数については、令和3年経済センサス活動調査によりますと389事業者となっております。

また、企業者支援策につきましては、国の認定を受けた創業支援事業計画により進めており、具体的な取組として、創業支援事業者となる岬町商工会、日本政策金融公庫と地域金融機関などと本町で岬町創業支援ネットワークを組織するとともに、本町と岬町商工会に相談窓口を設置して、創業相談や支援制度を周知するとともに、日本政策金融公庫・地域金融機関による専門的意見も交えながら、創業及び創業後のフォローに重点を置いた総括的な支援を行っております。

また、町内で創業する個人・法人の支援として、創業時に必要な経費を補助する制度を設けており、平成29年度補助制度開設以降、飲食業など12事業者に補助金を交付するとともに、毎年、事業報告書の提出を受け、事業が順調に進んでいることを確認しております。

次に、創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援を受けた事業者が創業経費の融資を受けた場合に、5年間、利子の1%相当分を補助する制度を設けております。さらにビジネスプランコンテストを開催し、平成29年度以降、ブルーベリーファームみさきや陸上養殖の陸水など11事業者が入賞されております。

また、昨年8月に公益財団法人大阪産業局においてビジネスプランコンテストが開催され、養殖事業に革命を、大阪産とらふぐ・サーモンなど、次世代に繋ぐ消費地生産型の陸上養殖として陸水が優勝されました。

引き続き、地域資源を生かした創業等を支援することにより、地域の創業を推進し、新たな雇用の創出などと地域産業の活性化を図る取組を進めていきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 岬町で起業された方々の現在の雇用状況もお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 大里議員のご質問にお答えさせていただきます。

新規に起業された事業者数は16事業所で、雇用は合計32人生まれております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 地域でいろいろと起業され、皆さん、人材雇用のほうも進んでいくことを期待し

ております。

先日、町内で起業された方々からお話を聞かせていただきました。26号線のバイパス開通により交通の便は非常に良くなった、岬町での事務所の家賃は安い、スタートアップするには魅力あるまちであると、声を聞かせていただきました。しかし、イニシャルコスト、初期費用はどうしてもかかるため、更なる支援策やその拡充、官民で一致協力して取り組んでいく支援策の検討も今後お願いします。

また、そのとき雇用する従業員の住居が少ないとの声も聞きました。先ほど西総務部長の話もありましたが、各事業者からなかなか地元の方から応募がいただけないという、過疎化が進み、生産者人口が減少しています。

そこで、働く世代が岬町へ転入していただくために、移住者対策及び支援策についてお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 大里議員のご質問にお答えします。

本町では平成27年度から本格的に移住対策の取組を開始し、移住相談及び支援策の拡充を図ってきたところでございます。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、リモートワークやテレワークが定着し、地方移住への関心が高まっていることから、本町においても情報発信媒体として、岬町のホームページの移住特設サイト「みさき暮らし 始めませんか」の開設、また、J:COMチャンネルで府内の大阪市以北の地域を対象に岬町の魅力発信動画の作成など取組を進めております。

今後はテレワークやワーケーションをはじめとした2地域居住や、関係人口を見据えた移住政策を推進していきたいと考えております。移住相談窓口の設置につきましては、企画地方創生担当を中心に設置しており、土日祝日などは、まちづくり交流館で地域おこし協力隊などによる専属の職員を配置することで移住定住の相談を実施しております。加えて、それに伴う企業や就労の相談や地域で活動している人との橋渡し役など、移住定住に関する幅広い相談をワンストップでお受けしております。

次に、移住定住対策の補助金としまして、移住者や新しい定住者に新築・中古住宅購入や賃貸住宅の補助金の交付事業に取り組むとともに、空き家バンク制度の運用、また、空き家の除却や改修等の助成、移住希望者に対してお試し居住できる住宅の確保など取組を進めております。

今後の対策としましては、雇用や住まいなど移住定住の条件を向上する総合的な環境整備を行い、移住定住を促進するとともに、移住者の潜在需要を開拓するため、観光振興や情報発信によ

って町の交流人口を拡大し、新しい人の流れをつくり出すことが必要であると考えております。

また、町外に居住しながらも、町や住民と関わり継続的に地域に貢献する関係人口という新たな人の動きに着目し、地域の課題解決につながる仕組みづくりに取り組みます。

引き続き、第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の特性を考慮しながら、まちづくり交流館を活用し移住者支援に取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 少しでも岬町へ、移住者・定住者の増加に期待します。

しかし、岬町内には賃貸等の住宅が少ない現状です。そこで町内の公営住宅、そこへの入居の可能性についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 大里議員のご質問にお答えします。

公営住宅の空き室を活用できないかにつきましては、町内には大阪府が管理する府営住宅と本町が管理する町営住宅があります。そのうち、先ほど企画政策推進監からお示ししたお試し居住事業については、大阪府が管理している深日の府営住宅を大阪府から岬町が借り上げ、移住希望者に対し最長90日間無償で提供しているところです。

次に、岬町が管理している町営住宅については、入居率が95%程度で推移しており、応募倍率も2倍を超えるなど、経済的な事情などで住まいに困っている方々に対して供給が十分とは言えない状況となっております。また、火災などにより住宅を失い、緊急避難的に一時住む場所として提供する場合もあり、現時点では町営住宅の空き室を移住希望者に提供することは難しいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 現在、公営住宅への入居には難しい現状をお伺いしました。

そこで、岬町内に多くある空き家を活用するためにお伺いします。空き家は増え続けている現状ですが、住める状況にするにはかなりの改修費用が必要となります。この空き家を利用・活用するための施策・支援策についてどのように考えているかお教えてください。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 空き家は住める状態とするには改修費用がかなり必要となるため、空き家の活用施策については、議員お示しのとおり、町内の持ち家が約9割、賃貸アパートなどは非常に少ない状況となっております。また、空き家率も高く古い建物が多い状況で、本町といたしましても、空き家の活用を推進すべきと考え、空き家再生事業補助制度を設け、一定の条件を満たす必

要がありますが、5万円を上限に補助金を交付しております。

また、岬町内への移住定住を目的に空き家バンク制度を創設していましたが、今後は一層、各種取組の発信や事業との連携・協働に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ほかの市町村においては、岬町以上の空き家対策の支援や補助を行っているところも多くあります。過疎地指定の本町においても、移住定住者、そして現在の住民の方々のニーズに応える取組を進め、住み続けるまちづくりを拡充してほしいと思います。

続いて、ここに暮らし、子育てし、この町で教育を受けさせたいと思える、魅力ある教育とそれを目指してほしいという思いで質問させていただきます。

まず、岬町の教育の現状として、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果とその学習状況の現状についてお教えてください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、今年度の全国学力・学習状況調査の結果について報告させていただきます。

全国学力・学習状況調査は、一般に全国学力テストと呼ばれておりまして、平成19年度から文部科学省が小中学生の学力や学習状況を把握するために実施している調査で、小学6年生中学3年生の児童生徒を対象に毎年行われているものです。

小学校では国語・算数の2教科で行われ、国語の平均正答率は、大阪府平均を1ポイント上回っているものの、全国平均を0.2ポイント下回っています。算数では、大阪府平均を1ポイント、全国平均を1.5ポイントそれぞれ下回っております。

また、中学校では、国語・数学・英語の3教科で行われ、国語の平均正答率は、大阪府平均を5ポイント、全国平均を3.2ポイント上回り、数学では、大阪府平均を11ポイント、全国平均を10ポイントと大きく上回り、英語では大阪府平均及び全国平均と並んだ結果となっております。

今回の結果では、中学校では一定の成果を上げており、また小学校についても、全国的に課題があるものの、昨年度に比べ上昇傾向にあります。

また、併せて学習状況調査、いわゆる学習生活アンケートも実施しており、学習に対しての姿勢などは肯定的回答が全国平均を上回る項目が多く、学習意欲が高いと伺えます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 本町中学校では、大阪府平均・全国平均を上回って、大変良い成績が出ていると。しかし、小学校においては少し下回っている。しかし、昨年度よりは上昇傾向にあるという報告でした。また、学習状況調査においては、学習に対して姿勢・学習意欲は高いということです。

これからも、この学習意欲・姿勢が高い子どもたちのために学力向上に努めてほしいと思います。

少し前の本ですが、影山英雄先生が、全国学力テスト日本一の秋田県を超える学習をしている学校として、全国で4校の挑戦を題材にして「学力向上に尽くす人々」という本を書かれています。その全国4校の中の1校に岬町内の小学校1校の取組が描かれております。その取組の先鞭を切ったのは、学習環境・生活環境の改善です。子どもたちの学習環境の向上に全力でサポートしてほしいと思います。

そこで、町内各小学校・中学校ではどのような特色ある教育を実践しているのか、また、どのような課題があるのか、お伺いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 各学校・園においては年間を通し様々な取り組みを行っています。今年度は各学校へ大学の教授を招聘し、授業を通して授業づくりや授業改革についてアドバイスをいただき、教員の授業力向上に努めています。

また、授業中における1人1台端末の活用の頻度も増えており、今年度からはA I学習用ソフトをリニューアルし、学校や家庭での使用が可能となっています。教員が児童生徒の学習状況を確認することにより、児童生徒一人一人の学習の課題に応じた教材に取り組ませることができ、個別最適な学びの充実にもつながっております。

学校の取組としては、放課後にアフタースクールを設け学習会を実施しています。地域の方々の協力のもと、子どもの学習環境の充実を図っています。

このたびのテスト結果を通して、児童生徒の学力把握に努めるとともに、テスト結果を分析し、子どもの学力向上へつなげていきたいと考えております。

先日、岬町社会福祉協議会開催の地域福祉教育実践プレゼンテーションの岬地域活動発表会においては、それぞれの学校が地域とつながり、出会いや体験から取り組んでいる報告をしています。

内容としては、小学校においては、昔の遊び・暮らし体験学習などを実施し、地域の方々から聞き取りや体験の取組を行っています。また、福祉委員の方々にお世話になり、生き生きサロンへの交流も実施しています。中学校では、キャリア教育の一環として町内の各事業所で職業体験



を実施し、将来について考えるきっかけとなっています。

昨年度より本町におきましては学校運営協議会コミュニティスクールが設置されました。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。昨年度は多奈川小学校をモデル校としてスタートし、今年度は残りの学校が準備を進めているところです。

先ほど、全国学力学習状況調査の結果を報告しましたが、学習状況調査のアンケートの項目で「地域や社会を良くするために何かしてみたいと思いますか」の質問において、「そう思う」と答えた岬町の子どもたちの数値が大阪府平均の2倍ほどとなっています。

今後も地域とともにある学校づくりを目指していく、開かれた地域の学校として取組の情報発信を行っていくよう努めてまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 先ほど紹介した本にも、当時の校長先生が「選ばれる学校にしたい」という思いを語っています。また、「日本一のコミュニティスクールを目指そう」とも語っております。

小川教育次長のお答えにもありましたが、学校運営協議会制度、コミュニティスクールとは、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域住民・学校・教育委員と町が一体となって学校をつくり上げることを目指しているものです。文部科学省が2004年9月から導入した新しい公立学校運営の仕組みです。地域の工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待される、過疎化対策のまちづくりだと思います。

選ばれる学校、そして選ばれるまちのためにも、行政、町の教育への環境整備をこれ以上により多くお願いします。

今年度は、多奈川小学校150周年が6月に開催されました。先月8月には孝子小学校、休校中ですが、同じ150周年、この後、今週末には深日小学校が150周年、そして11月22日、最後に淡輪小学校が150周年を迎えます。地域の方々もみんなで学校を何とかし、子どもたちのために頑張っていこうという気になっております。この機会に行政の方々、町の方々、教育委員会の方々にも頑張っていていただいて、子どもたちの未来ある学校づくりをお願いしたいと思えます。

最後になりますが、このような環境整備の上で、先日8月29日、文部科学大臣から子どもたちの学校の働き方改革、「できることを直ちに、一緒に」とメッセージが出されました。その目的は、「働き方の改善により、教師が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くことを通じて、子どもたちによりよい教育を存分に行うことができるようにすることです」と伝えております。

しかし、令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査によると、岬町において進んでいないところも報告されていますが、この働き方改革、教職員の業務適正化についてお答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 学校の抱える課題の複雑化・困難化が進んでいる中で、業務負担を軽減し教育の向上を図るためには、教師を取り巻く環境や学校現場における業務のあり方を見直す必要があります。

G I G Aスクール構想の推進に伴い、教育現場に1人1台端末が児童生徒に整備されても、教職員が公務に追われる現状は変わっていません。これまでICTを活用した校務の効率化を図るため校務用端末を整備していますが、教師1人に1台の整備ができておりません。しかし、9月中に小学校のパソコン教室にある余剰端末を教職員に配付し、1人1台の校務用端末の整備を行っていきます。

また、校務支援システムの導入につきましては、校園長共同会を通じて協議を進め、教職員の業務負担の軽減の対策を図っていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 岬町の地域の方々、PTAの方々、教職員の方々、それぞれが精一杯頑張っ子どもたちのために魅力ある学校教育を目指している現状です。

行政として、教師が学ぶ時間を確保し、子どもたちによりよい教育を行うことができるように、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに支援をお願いします。

教員に1人1台の校務用パソコンが9月中に整備されるようですが、ネット接続や校務支援システムの導入はまだこれからだということです。パソコンはソフトがなければただの箱と言われないようにお願いします。

岬町の雇用・住居、そして子どもたちの未来ある教育、魅力あるまちづくりを、今回、過疎化対策として質問させていただきました。岬町の過疎化対策には、岬町の魅力を今まで以上に発信させ、選ばれる学校、そして選ばれるまちにするために、少しでも早く実現できることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。一般質問の内容は、二級河川大川の整備計

画について、広域水道事業の組織形態についての2件でございます。

最初に、二級河川大川の整備計画についてお尋ね申し上げます。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 出口議員のご質問にお答えします。

二級河川大川の整備計画については、大阪府において平成27年1月に大川水系河川整備計画を策定しており、その計画では、整備対象区間を2級河川の指定する区間で洪水対策及び高潮・地震・津波対策を実施するとされております。

実施される整備区間は大川の河口から昭南橋までの右岸約350メートル・左岸約300メートルを高潮対策区間として堤防のかさ上げなどをこれまで行われております。また、南海橋周辺約530メートル、棟合橋上流から下孝子地区約1,340メートル、下川原橋周辺から中孝子地区約700メートルを洪水対策などとし、河床掘削及び拡幅により流下能力の拡大などを図るとされております。

この計画対象期間は、河川計画策定からおおむね30年となっております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

続きまして、南海橋周辺の工事の拡幅、改修工事内容、進捗状況について確認をいたします。その中で、拡幅工事は何年間の事業であるのか、用地買収は現在何%の進捗率であるのか、南海橋の架け替え工事の期日・形態はどうなるのか、令和4年度では1カ所の工事しかなされていないが、1年間で何カ月ぐらいは改修工事ができるのか。

工事全般を計画以上に早期実現していかななくては、温暖化により気候変動が激しく、近隣の方々に被害の出る可能性は十分あると考えられます。お尋ね申し上げます。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問については、事業主体である大阪府に確認を取った状況をお伝えすることになりますので、よろしく願いいたします。

拡幅工事は何年間の事業であるのかにつきましては、約10年間を予定しているとのことです。

次に、用地買収は現在何%なのかにつきましては、令和4年度末時点の面積ベースで約50%とのことです。

次に、南海橋の架け替え工事の期日・形態はどのようになるのかについては、期日は、用地買収が順調であれば令和8年度頃の着手を予定していますが、変更になる可能性もあるとのことです。

また、形体は、プレストレストコンクリート単純床板橋で有効幅員3メートル、橋長20メートルとのことです。

次に、令和4年度では1カ所の工事しかされていないが、1年間で何か月ぐらいは改修工事ができるのかについて、一般的には河川内の工事は非出水期の11月から5月の7カ月間が改修工事を行えるとのこと。また、令和5年度には、一部区間の改修工事については河川内ではないため、出水期の6月から10月にも工事を行うとのこと。

最後に、工事全般を計画以上に早期実現していかなくは、温暖化により気候変動が激しく近隣の方々に被害の出る可能性が十分に考えられるが、につきましては、出水期に工事を行うなど、早期完成に向けて事業期間の短縮に努めるとのことです。

以上が、事業主体である大阪府に確認を取った状況でございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

ただいま奥都市整備部長の方からで、買収の比率が50%という回答がございました。私、実は1カ所、大体、改修工事をする際には、基本的に川下から改修工事をしていくと聞き及んでおりまして、令和4年度に改修工事をされたのは、ちょうど川下の1カ所、この1軒家が建っておりますけれども、きちんと買収されて、そこがもう立ち退きで令和4年度にはきちんと改修工事が出来上がっております。

実は私、もっと買収の比率が高いと思っていました。今現在令和4年度に改修された地区・場所と同時に、その上ももう買収はされております。ただ、おかしいなと思っていたのは今の奥都市整備部長の回答にあったように、50%ということは、南海橋付近の買収がまだなされていないのではないかと考えますけれども。

というのは、今まで十二、三年の間に、この南海橋の端を越水しまして近隣の住宅が床上床下浸水が3回ございました。もう高齢の方ばかりですので、やはり一番最初に南海橋の近くを買収していただいて、先に南海橋を改修工事に当たってほしかったなとずっと思っていましたけれども、今、奥都市整備部長の回答で、まだこの付近は買収なされていないのだと分かりましたので、特に、南海橋付近の早期の用地買収を府庁のほうで頑張っていただいて、やはり一番そのほかの場所は仮に洪水、水が多く出ても被害は田んぼぐらいです。この南海橋付近は民家がございますので、最初にここを頑張って改修工事に当たってほしいというのが、私の考えであります。

続きまして、水道企業団の広域化についてお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 出口議員のご質問にお答えします。

水道企業団の広域化については、大阪府域における水道事業を取り巻く環境は、人口減少などに伴う給水収益の減少やベテラン職員の大量退職による技術継承問題などにより厳しさを増していることに加え、老朽化した水道施設の更新や災害対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、様々な課題に直面している府域水道が厳しい経営環境の中、水道施設を計画的に更新し、住民サービスの維持・向上を図りつつ、給水原価・料金水準の上昇の抑制と水道事業の運営基盤を強化する必要があり、これには個別の経営努力に加えて広域化により効率化や最適化を図ることが有効と示されております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。質問を続けまして、最後に私の思いもまたお話しさせていただきます。

続きまして、大阪府下全体の参加行政の件数についてお尋ねいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えします。

大阪府下全体の参加行政の件数については、大阪広域水道企業団の組織は、大阪市を除く42市町村で組織されており、そのうち、これまでに水道事業の経営の一体化を行うため、14市町村が統合をしております。

また、現在の大阪府内の市町村水道事業との統合については、各市町村によって水道施設や料金の水準、自己水源の保有状況など事情が異なることから、協議の整った市町村から順次統合を行い、最終目標の区域一水道を目指すこととしていることと聞いております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

続きまして、深日陸出地区一部、孝子全域の水道水を、逢帰ダムの水道水を淀川に切り替えることができないのか、についてお尋ね申し上げます。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問については、事業主体である大阪広域水道企業団に確認を取った状況をお伝えすることになりますので、どうぞよろしく申し上げます。

岬町内に送られている大阪広域水道企業団の水道水の水源は淀川と逢帰ダムの2つがあり、陸出地区の一部と孝子地区全域の水道水は逢帰ダムを水源となっております。

また、大阪府域水道企業団への統合に当たり、当初、岬町と企業団の協議により、自己水である孝子浄水場については、危機管理の観点から浄水場を存続する方針となりました。しかし、孝子浄水場など当該水道施設は、建設後50年を経過しており、老朽化が著しく施設故障などにより突発的に断水事故となるリスクが高まっております。

令和4年度には、異常気象の渇水により自己水源である逢帰ダムの水量の低下及び水質悪化、カビ臭が発生し、長期断水になる可能性があったため、緊急的に水源を淀川に切り替える作業を実施したとのこと。このように、当該水源は自然災害によるリスクを受けやすい状況となっているとのこと。

一方、田代町長は、大阪広域水道企業団が進める区域一水道の統合条件として、当時、淀川水源からの送水管が阪南地域から岬町域に至る送水管が1系統であったことから、災害時などの受水停止を避けることを目的に、送水管を2系統化する整備と小島地区を含む町内の老朽管について更新することを条件にしておりました。

進捗状況につきましては、2系統化に係る工事は現在、阪南地域から望海坂交差点付近まで施工されており、また、小島地区への老朽管の更新工事は現在、とっとパーク付近まで完了しており、両工事とも令和6年度に完成予定とのこと。しかし、淀川からの水源を孝子地区全域への切り替えは、現状の水道システムを利用するだけでは地域的な要因により、難しいとのこと。今後、陸出地区の一部、孝子地区全域の水道水を淀川水源への切り替えの可否について、逢帰ダムの水量や水質の実情及び財政的負担の増加などを踏まえ、総合的に検討していく予定と聞いております。

以上が、事業主体である大阪広域水道企業団に確認を取った状況でございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

先ほどより奥都市整備部長から詳細な説明をいただき、よく理解はできております。近年、世界的に地球温暖化・気候変動が激しく、平成4年11月から気候変動の影響を受けて、岬町も逢帰ダムの渇水により陸出地区の一部、孝子全域が断水の危機に陥りました。

そういう中で、広域水道企業団の職員さんの努力によりまして、令和5年の4月まで何とか断水を引き延ばしていただきました。また、今回は1日で断水が終わりましたが、気候変動により来年・再来年、また先、多分こういうふうな経過を招くものと私は思っております。

特に上越地方のほうもコシヒカリ、お米ですね、そこに渇水のため水がないということで米が枯れてしまうという状況でございますので、これからもう来年・再来年もそういうことが多々、

陸出地区の一部、孝子地区全体でまた断水になる可能性が十分に考えられると思います。

実際、今の孝子地区の人口、高齢化比率で、孝子地区全域で世帯数は179世帯でございます。そのうち人口は279名、そして60歳から99歳までの方が高齢者で176名でございます。高齢化率が63%という高齢化でございます。

この方々が実際に孝子の立地条件を見ると、ほとんど軽四輪自動車が入れて正解で、あとはもう細い道であれば坂道・階段が続いて一輪車しか通れないような道もございます。そういう中で、こういうふうに給水地を各上下・中と給水地を置いていただいても、実際に60歳から99歳の方が、10リットル、18リットルの水を給水地まで本当に支給してもらいに行けるものかどうかということをずっと私は懸念しております。

特に上孝子地区に行きますと、あの細い道を山の中腹まで皆さんがお住まいされておりますよね。そういうことを考えると、やはりもうそれは当然、逢帰ダムの自己水の水は、町長のおっしゃるとおり必要であると思います。だけども、これから先を考えていきますと、若い方ももうここには住めないよということでどんどん人口減少が起こってきます。だから、捉え方によって当然もう淀川の水で対応してもらうのが一番ありがたいことですが、逢帰ダムの水は、もうこれから先、多分10年後には食糧難になってきます、ということは、今、休耕田である田んぼをまた米作に切り替えていくことが十分考えられます。だからそういうことを考えると、逢帰ダムの水は、危機管理の部分から必要なときに食料水にさせていただいて、あとはまた農業用水に使えることも十分考えられると思います。

特にちょっと耳にしたのですけれども、もう泉大津市の南出市長が給食の米を契約栽培、もう10年先を考えて契約栽培をしているということですので、こういういろんな、ちょっと横にそれましたけれども、そういうところから考えますと、やはり淀川の水を孝子地区全体まで、全域まで送水していただいたら、地震がない限り、断水という言葉は聞かなくてもすむのではないかと、ともに住民の方々も安心して命の水を使えるのではないかとというふうに私は考えますので、その辺も再度、ただし、これはあくまでも事業は公益事業ですので、議長もまた委員として出ておりますので、また、町長もその会議のときにはぜひとも、岬町全域に淀川の水を送水してほしいということを会議があるたびに意見を出していただいたら、一番、住民さんが安心するのではないかと。

というのは、命の水がなかったら、特に孝子地区の方々はずいぶん、これはもう元々令和4年の11月からこういう断水の件が出ております、ということはその11月末に断水になれば、高齢者の方々はお風呂にも入れない、洗濯もできないとなると、それこそ孝子地区の夜は底冷え

します。そういうところを町の首長、部長さんが、もっと本当に住民の方々のことを考えていただいて、考えてはもらっているけれども、そういうところももっと真剣に住民のために考えていただいて、声を広域水道企業団の方に押し上げてもらいたいと考えますので、よろしくお願ひします。

あくまでも今回の私の一般質問については、事業主体は岬町ではありませんが、本町の住民に、やはり水というのは一番大事な命の源でありますので、何とか全域、淀川水にですね、送水できるような形を近い将来取っていただけたらありがたいと思います。

それと同時に、大川の改修工事もう毎年、行政の危機管理の方にも、南海橋がいつも越水します、そういうことで、私は、いつももう忙しい中、皆さんにご無理を願って、3名から4名、ずっと南海橋付近で見守ってもらっています。危険なところはやはり、議員ももちろん皆さんが頑張っって何とか大事な命を守るように協力をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

物価の高騰が続き、岸田政権によるまともな対策がとられない中で、住民の皆さんの暮らしが追い詰められています。昨年、2万6,000品目が値上げされ、今年は既に3万品目、10月にはさらに6,000品目の値上げが予想されています。

岬町においては、働く世代の暮らし応援商品券事業などの努力が行われていますが、総合的に暮らしを支える対策が緊急に必要です。

そんな中、国・大阪府・大阪市が大阪関西万博を推し進めています、参加国のパビリオン建設の遅れ、会場建設費やインフラ整備費等の大幅な上振れ、土壌汚染が広がり、地盤沈下が起こる危険など、問題は解決されるどころか、深刻さを増しています。この道を突き進めば、命と安全が守られず、多大な負担を国民、ひいては岬町の住民の皆さんにも押し付けられることは明らかであり、大阪関西万博の中止を決断すべきときであります。

福島第一原発事故の汚染水、アルプス処理水の海洋放出、マイナンバー保険証の強制、インボイスの強行、憲法違反の敵基地攻撃能力保有と大軍拡など、国民の声を聞こうとしない岸田政権の下にあつては、地方自治体の役割がなお一層重要であることを申し上げて、一般質問を始めたと思います。



1つ目に、新たなみさき公園づくりについて質問いたします。

新たなみさき公園づくりについては、昨年、私達議会に対しては昨年の10月21日と、自治区長会、自治区長の皆さんに対しては昨年11月23日に、事業者、株式会社ARKLEから大まかな内容の説明がなされましたが、その後、詳細な計画が示されず、工事が始まる気配もないままとされており、住民の皆さんからもどうなっているのかと疑問の声が寄せられています。

昨年12月議会における、坂原議員の一般質問において確認されたのは、工事の着工は今年の6月とのことでありました。今は9月です。予定より3カ月も経過しているのにいまだに工事が始まる気配はありません。

工事着工以前に、基本構想公園計画という言い方を行政上はするようでありますけれども、今回のみさき公園に関しては、この公園計画の再提出があったはずですが、その説明もありません。一体全体どうなっているのかというのが私自身の率直な思いであり、事業の実現性に疑念が生じる事態であると考えます。本日は、住民の皆さんから寄せられた声をはじめ、一つ一つお聞きいたしますのでお答えいただききたいと思っております。

今年の4月に基本構想・公園計画の説明があるとのことで議会の全員協議会が計画されましたが、取りやめられました。どういったものが事業者から一旦は提出され、なぜ説明がなされなかったのか、会議が取りやめということになったのか、いきさつをご説明いただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の9月28日に新たなみさき公園整備運営等事業契約締結後、PFI事業者は、事業契約締結時に提出した公園計画に対する、岬町PFI選定審査委員会の専門家により取りまとめられました審査講評の要請事項や同年10月21日開催の岬町議会議員並びに同年11月23日開催の自治区長説明会などでの意見を踏まえ、新たなみさき公園を魅力ある賑わい拠点となり住民に親しまれる都市公園とするため、現行の公園計画を見直し一部計画を変更したい意向であることが、また、この変更に伴い事業スケジュールに若干の遅れが生じる見込みであることが、本年2月のPFI事業者との協議の中で明らかにされました。

なお、この公園計画の変更は、PFI事業者と取り交わしております事業契約書第18条第2項において、「事業者は、本事業期間中に公園計画の内容を変更しようとする場合、町の書面による承諾を得られなければならない。また、町は、当該変更に係る承諾申請に合理性が認められる場合、速やかに承諾を行うもの」と規定されております。

この事業契約書の条項に基づき本町は、PFI事業者を公園計画変更についての協議を進めま

した結果、当初、現行の公園計画を事業化するために必要となる基本構想の提出期限を令和5年3月31日までとし、当初の公園計画の変更に必要な書類の提出を受ける予定にしておりました。その後、変更後の公園計画の提出期限である令和5年3月31日にPFI事業者から関係書類の一部の提出がありましたが、その内容は、本町が変更計画の承諾を行うために必要な書類としては整っておらず、その内容についても今後の変更の見込みがあるなどの未確定な要素が含まれておりましたことから、この内容では、本町として変更計画に係る合理性が認められないとして、承諾ができない旨をお伝えしました。

よって、この公園計画変更の承諾後に速やかに変更内容のご説明をしようとしておりました全員協議会の開催を中止とさせていただいた次第でございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 経過が複雑なようでありましたけれども、一定の事情があつてのことだということとは理解をいたしました。

それから、事業者の株式会社ArkLEとしても、審査講評を受けてそれに応えようという意思も今の経過からは感じられたところであります。ただ、3月31日に出されているけれども、それが不十分であつて、そこからまた何カ月、半年ぐらいたっていますよね。そうしましたら、この先いつ、そういった公園計画基本構想と言われるものが出されるのか。そこはどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

3月31日が過ぎて、そういう経過を踏まえて、その後の本年4月17日開催の町とPFI事業者との協議において、公園計画の変更内容の承諾に必要な提出書類などについて再確認を行いました。その上で、やむを得ず公園計画の提出期限を令和5年5月31日までに延長して、必要書類を提出する旨を了解いたしました。

そして5月末の提出期限に、公園計画の変更申請書は本町が求めた必要な書類の提出がありました。しかし、この申請書類の中で明らかになった内容は、公園施設配置計画におけるドームエリアの計画変更の内容とともに、特に本町が最も重要と考えていておりましたパブリックエリアのオープン時期を令和6年4月から延長する内容が含まれており、また、全体の事業スケジュールが当初計画から相当遅れるものとなっていたことにあります。

こうした状況を踏まえ本町としましては、当初の公園計画から変更内容が多岐にわたりますことから、この変更内容に対する岬町PFI事業者選定審査委員会委員の皆様からの専門的な意見

聴取を行うことと、また、パブリックエリアのオープン時期については、当初の計画どおり令和6年4月オープンの目標に再検討を求めることといたし、この点についてPFI事業者から詳細に事情聴取を行い、本町が納得できる変更内容でなければ承諾できない旨をお伝えし、PFI事業者に再考を依頼し、現在、継続協議中となっております。

また、本町はPFI事業者と再協議中の6月8日に専門家の意見聴取を行い、PFI事業者はこの意見聴取の内容を反映した公園計画の再見直しを行うとともに、引き続きパブリックエリアオープン時期の交渉に時間を要したことなどから、6月議会でも基本構想などの報告はできないことになった次第でございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私はさきほど、こちらから審査委員であるとか今の説明を聞くと、岬町から出されているいろんな声に応えようとしているということでもあるのかなと言いましたが、それはそれで、そういう姿勢も一方ではあるのだろうとは思いますが、今の説明を聞くと、見直しに次ぐ見直し、変更に次ぐ変更という印象を非常に色濃く受けるんですね。

私は、急いで事はし損ずるという言葉がありますよね。この言葉のとおりですね、ずるずる延びることがいいとは思いませんけれども、やはり必要な時間はしっかりとかけるべきだと思っています。

ただ、今の経過を見ると、先行きがどうなっていくのかということについては非常に不安を感じるところです。どうも再度見直しをかけていて、その見直された計画についてまた出されるのがいつなのか、今のところ分からないという状況かというふうに理解しております。

それで、タウンミーティングが行われましたよね、今年。それでその中で町長も、幾つもの会場で、パブリックスペースについては、パブリックスペースというのはみさき公園駅から海まで通り抜けられる道になっている部分ですけども、あそこは無料で通り抜けられる場所ということにしていますが、そのパブリックスペースのオープンは来年の4月ということを繰り返しおっしゃっていました。先ほどの吉田理事の答弁からも、パブリックエリアが来年の4月という当初の予定から遅れるということを業者から言われて、「それはならない」と業者に返していると。その返事がどうなるのかという状況だとお聞きしたところです。

協議の場に私はいませんから、どんな協議をなさっているのかもよく分かりませんし、また、事業者は事業者の事情もおありだと思うので、そこは、私はさっぱり理解できませんけれども、当初目指していた計画が、特に工事時期とかオープン時期ですね、これがどんどん遅れていくというのはよくないと思うんですね。当初の計画は一体何だったのという話になりますのでね、そ

うすればお互いの信頼関係という問題にもひびが入ってくるのだと思います。

私、今日聞こうと思ったのは、来年4月にパブリックスペースは本当にオープンできるのかということを知りたいと思いましたが、それは聞いても仕方がないのかなと、答えを待っているところなのだ。岬町としては来年4月に何とかオープンしてほしいということをお求めているということなので、それはまたはっきりしたら議会や住民の皆さんに知らせてほしいということをお願いするしかないのかなと思っています。

ただ、これは交渉事なので難しいですね。町としては、来年4月のオープンということは主張しておられるのだろうし、先ほどの答弁を聞くと、かなり強硬に求めておられるのではないかなという印象を私自身は持ちました。だけれど、それは本当にいいのかどうかということももう一方ではありますので、本当に何というか、やっていると聞いただけだけれど、丁寧な協議を続けていただきたいと言うにとどめたいと思います。

それから、この後、そうしたらパブリックスペースもそもそも遅れると、その先も随分遅れるようだというのが先ほどの答弁で伺い知ることができましたが、どれくらい遅れるのという話については事業者からお聞きになっているのでしょうか。

元々の予定としては、昨年12月、坂原議員の質問に対して、事業者の計画はこうですということが示されていました。第1期工事としてはパブリックエリアということで、令和6年4月頃のオープン、来年4月のオープンというふうに会議録でも確認しております。

その後、2期工事を、駅から見て左側の奥側、これはプレイリーエリアという呼び方をしていますが、この草原をイメージした動物の展示エリアのことですが、コテージとかホテルとかもそこに設置すると。これは来年6月頃に設計業務を完了し、再来年3月頃のオープンを目指すという計画だったようですね。さらにその先、3期工事ということで、駅から見て右側のエリアですね、ここに大きなドームを造るという計画がありました。ここについては3年後の7月頃、1つ目はオープンして、2つ目・3つ目と順次オープンしていくという計画が示されていたわけです。

全体で7年間の工事期間ということ、完成までかな、会議録の中でもそういうふうになっておりますけれども、これが、どの程度遅れると事業者から言われているのか、お示しいただけるようであれば、お聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

PFI事業者は、先ほどおっしゃっていただきましたように、いろいろな課題を整理しながら、前向きに公園計画をより充実して魅力ある公園になるように変更の努力をさせていただいてるとこ

ろとなっています。

我々が申し上げていますのは、パブリックエリア、いわゆる町民や利用者が無料で親しんでいただけエリア、こちらの開園時期についてはタウンミーティングでも説明してきましたし、町民の皆さんからも早期の開園について多くの期待が寄せられてるところについて、令和6年の4月に、駅前エリアから海に通り抜けできるような形にして、暫定的な開園になっても、利用ができる提案をしてくださいというふうに今申し上げてるところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、昨年12月に坂原議員より一般質問をいただいた事業スケジュールのことについてですけれども、事業スケジュールは事業契約書第3条別紙2事業日程表に記載されておりまして、それが当初契約に基づいたスケジュールとなるんですけども、5月末に提出された公園計画の内容では、全体的な事業スケジュールに相当な遅れが生じる内容となっていたわけです。

その点について、この公園計画をご承認いただきましたPFI事業者選定審査委員会の先生方にも意見をお聞きしながらですね、何とかもう少し前倒しできないかというのが町の意向でございまして、それと併せて、PFI事業者にはPFI事業者のそれ相当の理由があるかもしれませんので、変更内容については、計画を郵送等で提出いただくだけではなく、しっかりと説明に来ていただくようお願いしているところです。

それらについては、PFI事業者についてもそれを了解し、間もなく開催する予定としております。

そういうことで、事業者としては町の意向も十分理解しながらその説明をしたいというふうには言っており、町としては、しっかりとその内容を確認して判断してまいりたいと考えております。

また、ご質問の各エリアのオープン時期についてですが、第1期・第2期・第3期・第4期とありましたけれども、それらがどのように遅れていくかは、現在、確定したものを提出をいただけない状況でございますので、詳細まではお伝えできない状況です。現在公表しているのは事業契約書の日程表であり、その変更を承諾していない状況の中でありまして、お伝えできない状況であるということをご理解いただきますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今はお聞きできない、そうだろうなと思いつつ、一応聞いてみました。

この公園計画というやつですね、基本構想ですが、PFI事業については、岬町に提出されたもの全てがつまびらかにはされないわけですね。だから私達は、例えば事業日程表なんかは見

せてもらえてないわけです。オープンにしないといけない、公表しないといけないのはこれとこれとこれですとPFIの中で定められていて、その範囲内だけのものしかオープンにはされていないので、前に出された、1回目に出された事業日程表も分からないわけですよ。

そうだけれど、岬町としては坂原議員の質問に対して、事業日程表の中から答えられる範囲でお答えになったのだろうかと、誠実な対応だったのだなと改めて思っていますけれどね。

これは一定明らかになった段階では早く、議会に対してもそうですし、住民の皆さんに広く説明する必要があると思います。ただ、これも同じ考えだと思うんですけどね、これからどんどんまた変わっていく可能性があるものを下手に公表はできないということだとも思いますので、丁寧に協議をしていただいて、その上で固まったものとして、確定したものについては、それが部分的であっても構わないと思うんですけどね、議会にも住民の皆さんにも広く理解できる状況をつくっていただきたいと思います。

そのことに関わって、住民の皆さんに説明会を開いていただきたいと思うのです。これは時間のこともありますので要望にとどめておきたいと思いますが、住民の皆さんはやはり直接話を聞きたい、意見もあつたら言いたいと思っていると思うのです。そういう作業が非常に大事だと私は思っていて、新しくできるみさき公園が、住民の皆さんにとって私たちのみさき公園だと、自分の意見がここに反映されたと思っただけのようなものにしていく、その愛着を持っていただけということが大事だと思いますので、説明責任ということと併せて、住民の皆さんに親しんでいただけるということを考えた場合に、事業者から直接であるのか、岬町が実施するのか、それはどちらでも構わないと私は思いますけれども、住民説明会を、これは複数回、町内で実施すべきだということを求めておきたいと思います。

それから、あと少し具体的なことでお尋ねするのですが、今、みさき公園の敷地内は、表向きは立入禁止というふうになっていますよね、さきほど言っていたパブリックエリアのところも。何かバリケードが設置されていて、「関係者以外立入禁止」とバーンと貼ってあるわけですよ。だけれど、そこに工事が始まったら入れないのは分かるのだけれど、工事が始まるまでは、危なくない時期はウォーキングなどで利用されている方も前からおられるし、通れるようにしてほしいという声があるわけですよ。このことについては事業者にもう既に伝えて協議を進めていると思うのですが、いつになったらこの立入禁止が公に解除されるのかということをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

先に住民の皆さんへの説明のことですけれども、我々が承諾することとなれば、速やかに議会の皆さん、住民の皆さんに説明会を実施したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それと、公園敷地内の利用制限についてお答えさせていただきます。新たなみさき公園整備運営等事業の施行に伴い、PFI事業者は、必要となる地質調査・埋蔵文化財調査等の実施をするために公園利用者の安全確保を図るため、令和5年4月から駅前広場を除き公園内の利用制限を行ってきた状況にあります。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますとおり、当初の計画から大幅に遅れておる状況の中で、住民の皆様からのご意見を踏まえまして、町長からも指示を受けまして、本年6月に一定通り抜けできるように対応しております。その中で、正式に公表するに当たってはPFI事業者の理解を得ないといけません、直近でその理解を得られた状況にありますので、次は周知に向けて努めてまいりたいと思っております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 はい。近いうちに堂々と通り抜けできる状況になるということで、周知についても今ご答弁をいただきましたので、できるだけ早くその環境を整えていただいて、バリケードに関係者以外立入禁止と貼っていたら通りにくいのですよね、それなので、早くウォーキング等で住民の皆さんが利用できるようにしていただきたい。その際には周知についても十分行っていただくようお願いしておきたいと思っております。

それから敷地内の管理のことですが、幾つかありましてですね、お盆のときの台風でヒマラヤ杉が倒れています。それで、その通り抜けの通路の上に倒れてきていまして、一応の注意喚起はしてありましたけれども、早く伐採するとか、通りやすいようにしないとイケないということをおっしゃる今日と言おうと思っていたのです。そうしましたら、今日これの対応をされたらいいですね。住民さんからお知らせいただきまして、これについては早々に対応をいただいているようで、もう工事が終わっているのかな、その撤去作業が終わっているのかと思うのですが、また確認には行きたいと思っております。事業者が管理している時期に今入ってしまったので、岬町が勝手にできないわけですよね。そういうことで、8月15日の台風で倒れた高い木がやっと今日撤去されるということになったわけですね。

それ以外に、あの水門近くのフェンスについても損傷があります。それからみさき公園の敷地に沿った道路があるのですが、これは畑山線から海岸に抜けるくねくねと曲がった道路ですけどね、この道路についている防犯灯が切れたままになっているのです。あそこの道路、あれは、私はてっきり町道だと思っていたのですけれども、みさき公園の管理用道路という位置付けのよ

うで、PFI事業者が、ArkLEさんが管理しているということになっているから、電気が消えていても、岬町が勝手に電気屋さんに行って点けてもらうというわけにいかないわけですね。これも早く対応する必要があると思うのですが、こういったことを事業者に伝えていると思うのですが、いつ手当されるのか。とりわけその防犯灯、灯りの問題ですね、これは急がれると思っているのですが、事業者とはその辺りの話ができていれば見通しをお聞きしたいということと、それから、今後も同様の事柄が発生する可能性があるわけで、どのように対応するということになっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりですね、台風7号による強風の影響により、ただいまお聞きした内容については、被害のあったところで、我々も承知しているところですが、被害の状況といたしましては、おかの食堂側の管理用通路防犯灯の球切れ、そして海岸沿いのフェンスの倒れ、中央管理用通路の倒木及びフェンスの支障となっておりまして、倒木については、本日、先ほど撤去が完了したと聞いております。

なお、事業者には、全てお伝えしており、順次手立てしていただくようお願いしております。防犯灯については、夜間灯りが必要になりますし、近隣の自治区長さんからも要望を受けておりますので、早急に対応していただくように昨日も連絡したところです。

ご指摘いただきましたように、令和5年4月からPFI事業者に指定管理の指定も行っておりますので、仕組みとしては、情報をいただいたときには指定管理者のほうに対応していただくようお願いしているところでございます。これからまた台風も起こってくるかもしれませんし、そのときには我々も現場確認を行いながら、情報をいただいたときには速やかに連絡して、今後は、よりスピード感のある対応をしていただけるように再度申し伝えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 繰り返しお伝えはいただいているようで、その努力については認めるのですが、いつ、電気が点くのかということですね、聞きたいのは。だから、今ここで、では、いつですかと聞いても、お答えはいただけないと思うので、そこは本当にスピード感のある対応をしていただけるようにこちらからもですね、いつやってもらえるのですかという話まで、ぜひ聞くようにしていただきたいと思っておりますし、今起こっている事柄についてはできるだけ早く改善されて復旧されるように。また今後もこういったことが起こってきたときにどういうふうに対応してい



くのか、今は離れていますのでね、リモートでね、だからいろんなコミュニケーションも、直接会ってとか電話もなかなか十分お話しする時間に限りがあったりするので、約束事を決めておいたらどうかと思うのです。

強い風とかで何か事故があったということがあったら状況を報告して、岬町のほうでもうやりますよと。それでそれに必要だったお金は払ってくださいねと、こういうふうにさせてくれませんかとか、早く解決できるルールづくりをしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

みさき公園については、これまでもいろんなご苦勞を重ねてこられたところですし、これから丁寧な協議に努めていただく必要があると思いますが、次のご説明をいただく機会を待ちたいと思いますし、重ねて申し上げますけれども、住民の皆さんに対する丁寧な説明にも努めていただくようにご要望を申し上げて、1点目の質問を終えたいと思います。

2点目の、自衛隊への名簿提供について質問いたします。

ある日突然、自衛官勧誘のチラシなどが届く事例が全国的に増えています。自衛官募集のために高校・大学を卒業する18歳・22歳の年代の氏名・生年月日・住所・性別といった個人情報を記載した名簿を自衛隊に提供する自治体が増加しているからです。

全国的には昨年度初めて6割を超え、大阪では9割を超える自治体が、電子媒体や紙媒体、宛名シールなどの形で自衛隊に個人情報を提供しています。

従来、多くの自治体では、住民基本台帳法・個人情報保護条例等に基づいて、閲覧・書き写しということにとどめていました。

岬町では、従来の形を今も堅持し名簿の提供を行っておりません。これは憲法が定める基本的人権や個人情報を厳守する姿勢だというふうに私自身は大いに評価しております。まさに小さな町の大きな勇気であるというふうに評価するもので、地方自治体の本旨を全うする誇り高い姿勢であると、私は岬町のこの対応についてはこの上ない称賛に値するものと考えてるものであります。

念のため、現在、名簿を提供していない理由をお示しいただくとともに、今後も提供しない姿勢を貫くべきだと私は考えるものですが、その点についていかがか、お答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

自衛官等の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に定められている、国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料

の提出を求めることができると規定されております。また、住民基本台帳法第11条第1項では、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、市町村長に対し住民基本台帳の写しを閲覧させることを請求することができるという規定があり、本町では、先ほど議員ご紹介のとおり、自衛隊の請求を受けて、住民基本台帳の閲覧により募集対象者の氏名等の書き写しが行われております。

令和2年12月18日の閣議において、地方からの提案等に関する対応方針に基づき、自衛隊法の規定に基づき、自衛官等の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出を求めることができ、資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題が生じることはないことが決定され、都道府県・市区町村に通知が行われております。これを受けて、住民基本台帳の閲覧に代わり、資料を紙媒体等で提供する市区町村が増えており、大阪府内では、本町のほか1市を除き、紙媒体等での提供が行われております。

近隣市町へ紙媒体提供に対する住民等からの意見の状況を伺ったところ、複数の団体から、住民から情報提供しないでほしいとの意見が一、二件寄せられたとの事例を伺っております。市区町村では、提携を望まない方に配慮し、事前に除外申請の手続きを定めているところもあります。

本町におきましては、他団体の事例も参考として、提供のあり方について引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、個人情報の保護に関する法律では、個人情報の提供を制限しておりますが、同法第69条第1項の法令に基づく場合は提供できる旨を規定しており、募集対象事務の提供は法令に基づき提供するものであり、同法の関係でも適正な事務とされており、また提供に当たり本人の同意等は必要とされておられません。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に大阪府下では情報の提供が進んでいるということが改めて示されました。それで、今の答弁の中で法令に基づくという言葉がありましたけれど、これははっきりと申し上げますが、法令に基づくものということは断定できないと言えると私は思っています。

先ほど答弁の中でご紹介をされた、令和2年、2020年の閣議決定ですが、自衛隊法等が示されて、住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であると。可能であると提出しないといけないわけではないのです、可能であるということを閣議決定しましたというお知らせが来たわけですね。

その翌年、2021年にはですね、通知という扱いで、繰り返し、もし一部の写しを渡しても問題ありませんよということが通知をされています。この通知というのが非常に重要だと思うの

ですけれどね。その通知の中に、「これは技術的助言であることを申し添えます」とまでわざわざ書いているわけです。これは、義務ではないという意味ですよ。行政の皆さんはもう、こんなことを耳にタコだと思えます、私などよりよっぽどよく分かっておられると思うんですけれどね。法律とか省令とか、何かもういろんな名前のそのルールが行政の皆さんのお仕事の中には出てくるわけですね。今、私がお伝えしたとおり、これは、決して義務ではないのです。そして、法令に基づくものでもない私は法的には捉えるべきだと思っています。

1個目のみさき公園でかなり時間を使ってしまいましたので、このことについてもう少しいろいろとお伝えしたいことはあるのですが、時間が限られます。この動きがなぜこんなふうが強まってきたのか、皆さんは何をどんなふう理解をしておられるかは存じ上げませんが、そもそも、今は亡き安倍元首相が2019年2月に国会答弁でこの自衛隊に対してあまり自治体が協力してくれないということを言ったのです。そこから実はこの名簿の提供の動きが強まっています。

自治体に求められているのは、自衛官募集のための名簿の提供ということではなくて、募集の事務ですので岬町も行っているのです。庁舎の表側に看板で「自衛官募集」という、少し古くなってきているけれども、別に更新にお金をかけると私は言いませんが、そういうふうにして。あとは懸垂幕をばんと庁舎に架けたり、そういうことを協力を求められているわけで、名簿を提供するというのは、これは踏み込み過ぎです。

それで今は安保法制というのが決められてしまいましたでしょう。その後、安保三文書というのが2年前の12月であったか、確定されてしまって、その中にその3つの文書の中に、結構この人に対する人的な基盤強化というのが3つの文書の中には書いてあるのです。そのために市町村にいろんな協力もさせていくということも書いてあるわけですよ。だから、これはもう、私が私の言葉で言いますが、戦争する国づくりというのが地方にまで及んでいるということだと考えています。

この名簿提供は、昔々の徴兵制度とよくやり方が似ています。だから戦争する国づくりに突き進んでいると私は思うわけですがけれどね。当時は徴兵検査の1年前から戸籍を確認して、20歳になる青年を抽出して、名簿とか、あとは健康状態の必要書類を軍に提供するというのをやらされていたわけですよ、自治体はね。それに本当によく似ているなど。恐ろしいことだと思っ

て見ているので。今後のことは引き続き検討を進めるという言葉がありました。今後も今の姿勢をぜひ貫いていただきたいと要望するものですし、除外申請のことを言われましたが、私は除外申請では不十分

だと思っています。個人情報保護するという観点から言いますと、私の情報を勝手に自衛隊にばらさないでという、伝えないでということをお願いしてはなくて、今、岬町としては、18歳・22歳の皆さんの個人情報を自衛隊に提供することを計画しています。あなたの情報を提供してよろしいですか。これを自治体から聞いて、「うん、いいよ」と言った人の分だけ提供するべきではないかと。それが個人情報保護条例の元々の本来のあるべき姿だと思っています。

加えて言うておきますが、自衛官の実際の応募している方々に調べたところ、郵送によってチラシとかが来て応募しましたという人は、たったの1%ですよ。私、あまりコスト・パフォーマンスという言葉は好きではないですけどね、そういう点からもいかがかということをお願いして、小さな町の大きな勇気を今後もぜひ堅持していただきたいと要望しておきたいと思います。

残り9分でコミュニティバスについて質問いたします。

コミュニティバスについては、住民の皆さんから様々なご意見・ご要望をお聞きしております。岬町としても要望に応えた努力が重ねられていると認識しておりますが、改めてこの場で質問いたします。

1つ目にバス停の整備であります。利用されている方も利用しておられない方からも、バス停の日よけや雨よけ、ベンチの設置などを求める声が多く寄せられております。整備可能な箇所からでも、さらに設置を進めるべきではないかと考えるものでありますが、まずお尋ねいたしますのは、現在、日よけ・雨よけ・ベンチが設置できているバス停はどこか、お示しいただくと同時に、時間がないから一遍に聞きますね、それらところにはなぜ日よけやベンチが設置できているのかという理由についてもお示しいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 中原議員のご質問にお答えします。

現在、日よけを設置しているバス停は、オークワ前・上孝子バス停の2カ所となります。また、ベンチを設置しているバス停は、岬中学校前・道の駅みさき・上孝子バス停の3カ所となります。

2点目のご質問ですが、バス停の雨よけ、暑さ対策のための上屋の設置につきましては、設置構造物についての規制があります。道路法施行令によりますと、歩道の有効幅員が2メートル以上で、設置した構造物から残りの幅員が2メートル以上確保できないと設置はできません。また、上屋の高さは路面から2.5メートル以上と基準があります。

ベンチの設置につきましても、上屋と同じように、設置した構造物から残りの歩道幅員が2メートル以上確保できないと設置はできません。また、ベンチは固定しなければならず、簡易なベンチを置くこともできません。

こういった歩道に関する規制や構造物の管理が厳しく制限されており、警察及び道路管理者の許可が必要となります。

本町では、幅員が狭い道路にあるバス停が多く、また、歩道上に設置するスペースが確保できない場合が多い状況であり、先ほど回答しましたが、日よけでは2カ所、ベンチでは3カ所に設置できている状況です。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 いろんな決まりがあつて、安全性も確保しなければならないし、ご苦勞なところと思います。

それで、さきほどの道路法の施行令というもののご紹介がありました、規制があるということでした。その規制を考えた場合に、今、日よけで2カ所、ベンチで3カ所とおっしゃいました。それ以外のところというか、まだ増やせるのではないかと私は思うんですね。

例えば道の駅みさき、これはベンチだけの設置ですよ。ベンチが設置されているところは駐車場の近くで花壇があるところですよ。あそこは上屋・日よけとか雨よけとかの上屋を設置しても、有効幅員2メートルというのは確保できると私は思います。実際にベンチが設置されているわけで、それは有効幅員2メートルの確保ができるから設置されているわけで、道の駅みさきは設置できるのだらうなというふうに思います。

あとは中学校前などもスペースがあるかと思うんですね。ほかの場所もそういう目で見ながら、ぜひ設置を進めていってほしいと要望しておきたいと思います。

それから、停留所の看板の表示が薄くなっているところがあります。こういったところも点検して更新する必要があるのではないかと思います。ただ、停留所は箇所数多いですね。個数で言うと、あの丸いあれの数で言うと120以上あるのではないかなと思う、両側にあるからね。ということ考えると、点検も大変だとは思いますが、看板の表示、あとは時刻表が見づらくなっていないかとか、そういうことはよく調べていただいて、利用者の方の利便性に寄与するものにしていただきたいと思います。あと、これも要望しておきます。時間がありませんので。答えてもらおうかと思っていたのだけれど、すみませんね。

あと、夜になるとね、やはり停留場付近が暗くて時刻表が見えづらいというところもありますので、一定の対応はしていただいていることは存じ上げておりますけれども、さらに灯りを設置する努力を強めていただきたいと思います。

コミュニティバスのことでもう1点、デマンド交通の導入の検討について、これはお答えいただく必要があると思っています。

よくある要望でね、ダイヤとカルートに関わる要望が非常に多いわけですね。それを解消するにはデマンド交通の導入が必要ではないかと私も思うようになってきました。

今年の3月議会で谷地議員もこのことは質問されていますけれども、予約に合わせて運行するバスやタクシーという、そういうものを考えていく必要があると思うのです。そのことについてデマンド交通の必要性があると、岬町がどんなふうに考えているのか。必要があるのかないのか。そのことと、それから調査等の研究について、もししておられたらお聞きしておきたいと思えます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 中原議員のご質問にお答えします。

デマンド方式による支線の運行につきましては、以前の交通会議において検討していただきました。会議では、1日前や数時間前の利用予約では、行きはよくても帰りはなかなか予約しづらく、高齢者の方にとって使い勝手の悪い方法であるとのことのご意見もありました。

また、このデマンド方式に代わる運行方法として、タクシー車両で、今と同じようにバス停を設けて定時定路線で運行するという事も検討しましたが、運行経費の負担面で折り合わない結果となり、タクシー車両での乗り継ぎ路線の運行を断念しております。

近年、AIオンデマンド交通やグリーンスローモビリティなどの新型輸送サービスが検討されるなど、社会情勢がめまぐるしく変化しております。近年、実証実験が行われる事例が増加しておりますので、実証実験結果や先進事例について引き続き調査研究を行ってまいります。

二点目の調査・研究を行っているのかという点ですが、近年、各市町村においては、運行方式や運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより多様な運行形態が存在し、交通空白地地域を含む交通不便地において、日常生活の移動手段として地域と最寄り駅などをつなぐ実証実験が行われております。

また、予約制の乗合タクシーによる実証実験を行う市町も増加しておりますので、本町の集落散在地域における交通手段に乗り合い輸送サービスの導入が可能であるかなど、引き続き調査研究を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 あんまりいやみなこと言いたくないのですがね、今の答弁は3月に行われた谷地議員の答弁の中のピックアップの書き写しです。また、議論しましょう。

以上で終わります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日、9月6日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(午後 3時03分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年9月5日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 坂 原 正 勝

議 員 奥 野 学